

部落ぐるみ生産組織の

構造と展開 (中)

— 佐賀平野下六丁機械

利用組合について —

相 川 良 彦

四 機械利用組合の構造と実績

(一) 設立経過

佐賀県農政は一九六四年以降「新佐賀段階米づくり運動」を展開した。だが、当機械利用組合の設立は、その運動が開花の後急速に崩壊した時期にあたる一九七〇年のことである。⁽¹⁷⁾その点で、「新佐賀段階米づくり運動」は当組合の設立背景の歴史をなすものではあるが、直接関係をもつものではない。当組合設立は、第一次構造改善事業の導入を契機としたと考える方が妥当であろう。⁽¹⁸⁾

さて、そこで第一次構造改善事業の導入経過である。当初町

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開 (中)

役場は、クリークのない町北部のある部落を第一次構造改善事業の対象候補地に選んだ。ところが、その部落の「名門百姓」は、既に彼等自身の田が団地化していることから、事業導入に反対し、計画が破算となった。そこで南部のクリーク地帯ではあるが大きい農家がかたまり、部落の融和も良いとみられた当部落がその候補にあがったのである。これには農協組合長⁽²⁾の働きかけが大きく作用した。

話は、六六年からもちあがり、翌六七年に本格化した(六七年九月、町当局による部落説明会。町長、課長、係長出席。

一〇アール当たり総費用一〇万円、個人負担三〇%のうち七%を町が肩代わりするという条件で、当部落は第一次構事業の受け入れに踏み切る(六七年一〇月三〇日部落集会。出席者三人、賛成二八、反対二、白紙一)。概して、後の機械利用組合の中核となった⁽⁹⁾、⁽²⁾等の当時の若手(現五〇歳代)が積極推進を唱え、年輩の者には慎重論が多かった。工事は六九年秋から七〇年六月にかけて着工された。道路と灌排水整備を主内容とし、減歩率は四・三%になった。

第一次構造改善事業において、最大の焦点は交換分合で、特に残存小作地の取り扱いであった。交換分合の協議期間は六八年七月から六九年三月まで、はりつけ計画の発表とその手直しは延べ六回も繰り返された。構造改善事業の実施を担う計画委

員一〇人は、残存小作地の地主側四人(③、⑥、⑧、⑪)、小作側三人(⑫、⑬、⑭)、自作側三人(⑦、⑨、⑩)という顔ぶれで選出されていた。地主側と小作側との対決は厳しく、中立の立場ということで自作から選ばれた委員長(町議⑫)は、辞職、調停放棄を考えたことも幾度となくあったという。

争点は、残存小作地を地主、小作人の田のいずれへ張りつけるか、それと関連して事業費用はいずれが負担するのか、ということであった。そして結論は、(一)張り付けについて、残存小作地を地主、小作人の田のいずれからも離して真中に置く、(二)費用は、地主が道路用地を負担し、小作人が事業費を負担する、ということになった。前者の点に關して、その実態を、地主⑧、⑪、小作⑬、の三例について付図Iに図示しておいた。残存小作地が、かなり散らばっている実態が確認されるであろう。

機械利用組合結成の話は、行政サイドから部落にもちこまれた。公職者、部落役員等がその意を受けて推進を説いて回る。概して、経営面積の大きい農家は積極的に受けとめたが、小さい農家は尻ごみするものが多かった。共同の難しさは、昔共同田植え等で経験していたし、田も分散している。個人の能力差や個人欲をどう考えるか等についての疑問も多かったからである。それに対して推進者は、農機具代の節約、副業も出来るようになる、と説いて、さほどの異議もないままに、部落ぐるみ

機械利用組合の発足へとこぎつけたのであった(ただし、上層農家二戸は既にコンバインを個人有で持っているという理由で変則的参加。具体的には、①はトラクターのみ参加、②は世帯主の病気を契機に七二年に全面加入)。

注(17)

「新佐賀段階米づくり運動」の開花と崩壊については、宮島昭二郎氏の諸論稿に詳しい(例えば、「佐賀米作地帯の階層分化」「日本の農業」第五六号、農政調査委員会、一九六八年、「佐賀平野における土地改良事業と生産組織の再編」「長期金融——土地改良と農業構造——」第一〇巻第一号、農林漁業金融公庫、一九七三年)。それによれば、「新佐賀段階米づくり運動」は、①増収、②省力技術の開発、普及、③良質米の生産確保、を目標として、一〇年を期限に実施過程として三階梯の生産組織化を企図した。

第一階梯として、部落の生産組合を目的集団として再編・組織化して、品種の統一や技術・作業協定を実施する。第二階梯では、機械・施設の共同利用・共同作業が導入、拡大され、分業にもとづく機能組織の側面が強化される。第三階梯になると、中核農家中心の機能組織へと再編され、基盤整備された大型圃場で、体系化された大型機械の一環作業が行われるようになる。

ところで、この集団統一栽培を軸とした発展階梯（第一、二階梯）は短稈穗数型品種の出現を中心とした一連の技術展開と相俟って、一九六六、六七年佐賀県に飛躍的な米生産力の向上をもたらしした。しかし、六八、六九年頃から生産組織も、第三階梯の出現を待たず、急速な崩壊に直面することとなった。技術の一巡による生産力の頭打ち、米の生産調整、兼業化と地価上昇に伴う専業農家間の矛盾（具体的には専業農家への労力負担の過重、農地移動の停滞による規模拡大の困難化など）等のためであるという。

(18) 部落内農家からの聞き取りの限りでは、「新佐賀段階米づくり運動」は、足跡として記憶に残るような実績を当部落においてはほとんどもってはいなかった。

(二) 機械利用組合の目的と組織機構

1 目的と再生産方式

下六丁機械利用組合は、(一)農機具と施設の共同所有・利用によって、設備投資負担を軽減し、(二)その高度の機械力と主な作業の完全共同化による合理的運用によって省力化をはかることを目的として発足した。

組合の扱う事業は、次の三種から成り立っている。第一は組合員の稲作経営における農機具等の共同利用、共同作業、第二

は部落外農家からの稲作の作業受託および経営受託事業、第三は麦作についての期間借地による組合直営である。この三種の事業の結合の上に、組合として統一した運営が成立する。すなわち、

まず組合員は農機具等を共同購入することによって個別経営における過剰投資を抑える。その場合、農機具等の効率的利用のため、主な作業を共同作業とする。次に、部落外農家からの稲作業・経営受託作業と麦作の直営協業経営をあわせて行い、そこから得る収益を農機具等の拡充整備・更新費に充当する、というシステムである。

運営の理念は、

(1) あくまで個別経営が中心であり、その個別経営が共通の目的に結集し、高度化・高額化している農業機械化へ対応しようとする。その際結集を支える理念として使われるのは、部落に由来から存在する互助精神である。

(2) 農機具の償却・購入資金は、労力負担により稲作業・経営受託、麦作事業を営むことで稼ぎ出し、組合員からの現金徴収をしない。労力負担は旧来の部落慣行である手間替えに準じて行われる。具体的には、共同作業は組合員の無償出役で、共同作業以外の作業には安い賃金が支払われる。これは、誰しもが一定基準（七一〜七三年

は反別割と農業労働力保有割の二本建てで、七四年以降は反別割一本建て)に依拠して出役するたてまえから、その限りでお互いさまであるという公平原理や、なるべく現金出費は避け労力で間に合わせるといふ非市場的小農行動等から出てきたものと思われる。また賃金評価には男女老若による格差がない。この点を組合役員⑩は七五年筆者が調査を始めた当初に、次のように解説した。

……当組合の各農家は労力構成としては相似かよっていて比較的バランスがとれている。中にはそうでない農家もあつて出役に不公平も生じるが、長い目でみればつりあうものです。それに適材適所ということがあつて、若い人には老人・女のするような仕事は面倒でやれないし、その逆もまた同様です、と。

以上の諸条件を反映して、組合の再生産方式は次のような基本的特徴をもつ。

- (1) 組合事業の基幹である組合員経営耕地における農機具等の共同利用、共同作業部門において、収穫物はすべて土地所有者である個別農家へ帰属せられる。ここでは組合は組織自体として剰余を蓄積する構造を持ち合わせてはいないのである。

- (2) 組合の剰余形式は、主として稲作業・経営受託事業、

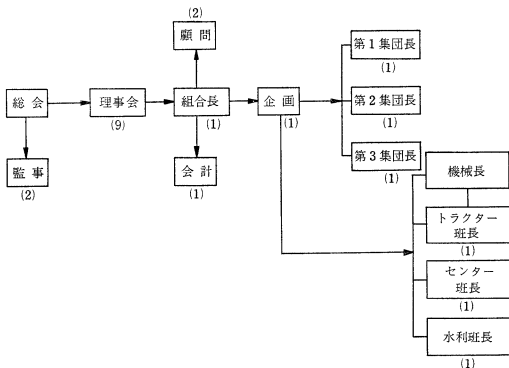
副次的には麦作直営事業部門、それと集団化等に伴う政策補助資金の導入、において図られる。この受託部門、麦作部門を支え、剰余形成を可能にするのは、組合員が余分に出演して、しかもそれを無償あるいは低賃金で評価することによって、極端に労賃総額を低く抑え得るといふ、部落ぐるみ組織特有の労働体制にある。零細分散的土地所有の枠を越え、高度な資本装備による効率的農業生産をめざす機能的組織としての当組合もまた、この側面において小農ないし部落の論理に基本的に規定されているのである。

2 組合組織機構と役割分担

第八図は、組合の組織機構図である。各機関の仕事の内容、担当者の顔ぶれ、各機関間の相互関係を検討しよう。

総会は、組合の最終的決定機関である。組合は、作業・会計上前期(四～九月)と後期(一〇～三月)とに二分されるが、通常その半期ごとの始めと終わりに、年計四回開催される。それ以外は、なにか特別に問題が起きた時、臨時に開かれることがある。組合員は全員出席が原則で、欠席者からは不足料が徴収されるためか、出席率は良い(例えば七八年総会四回の平均出席率は九三%、欠席者の顔ぶれには、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、と中下層兼業農家が多い)。

第8図 機械利用組合組織図



注 1. () 内は、人数である。

2. 機械長とは、農機具の修理担当者で、具体的にはトラクター班長の兼務である。

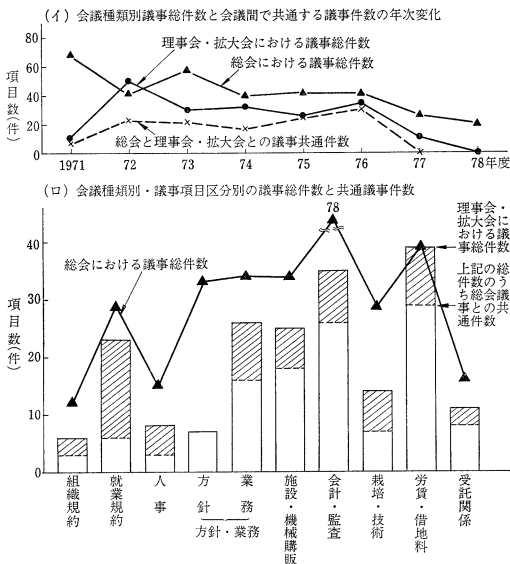
理事会は、組織機構図からいえば、組合長を選出し、また総会と執行部との中間に位置し執行部に直接指示を与える立場にある審議機関であるところから、組合運営の中枢的役割を果たすべき機関である、と考えられる。

事実、理事会は、(イ)総会へ執行部が提案する議事項目の検討、つまり総会の準備会議、(ロ)総会を開くまでもないと判断された時、総会に代わり審議・議決する(七一〜七八年で計三回、いずれも各期の始めの総会に代わるものとして開催されたと推定される)、(ハ)日常業務やなにか問題が起きた時の対策協議、等の重要な働きを演じている。通常、年五〜六回はもたれるようである。理事会への理事の出席率は、例えば七七年(六回開催)の場合八三%と、概して良い。

理事は、組合を構成する三集団から各三人、計九人が選出されている。⁽¹⁹⁾ 顔ぶれは、七九年春の組合再編まで変更がなく、③、④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬と上層の専業農家で占められる。年齢をみると、⑨を除く残り全員が七八年時点で六〇歳以上である。

なお、理事会へは、この外に理事ではないが、執行部三役の一人企画の⑭が、つねに出席する。

第9図 総会と理事会・拡大会における議事の状況



注. 議事項目の定義とそれに含めた具体的議事的事例

組織規約…組合の組織体制・制度に関するもの。(例)共同作業割り当て方法, 施設固定量の徴収方法.

就業規約…作業遂行における具体的規則。(例)作業時間, 各作業責任の確立, 田植え予定日.

人事…組合の各役職についての人事異動。(例)オペレーター登録, 役員改選, 組合へ加入者.

方針・業務…運営方針・事業計画や運営の日常業務。(例)運営方針, 工事の計画, 流動費の運用, 保険加入.

施設・機械購販…施設・機械や資材の売買。(例)コンバイン購入、中古トラクター売却、屑米の売却。

会計・監査…組合の金銭移動に関するもの。(例)会計報告・監査、産米の個人配分精算、労働費精算。

栽培・技術…農業栽培・技術に関するもの。(例)稲品種の決定、新育苗法の試験、麦作付計画。

労賃・借地料…組合内部における諸料金の決定。(例)労賃単価、麦作借地料、農機具借上料。

受託関係…作業・経営受託に関するもの。(例)作業受託料、受託面積の承認、受託の可否。

総会手続き…組合総会自体の運営の諸手続き。(例)議長選任、議事録署名人選任、来賓あいさつ。ただし、総会手続きは、71～78年に総数14件あったが、図示を略す。

ところで、こうした重要な役割を担われた理事会の実態は、時によつては必ずしもそうした位置づけにふさわしいものでもなかった。それを総会との役割の相違という側面のみておこう。

まず、組合保有の帳簿『会議関係記録簿——下六丁機械利用組合——』により会議の種類別開催回数を追跡してみよう。それによると、総会は、設立当初の七一年に九回と多く開かれたが、七二年以降年平均四回のペースで推移することが分る。総会の帳簿への記載洩

れも、幾つかあると推定されるが、その数はそれ程多くはないはずである。なぜなら、総会は、その手続きにおいて、議長や議事録署名人(つまり当帳簿を記録する)を選出し、形式を整えて開かれることが多いからである。

次に、理事会ないし拡大会は、七二～七六年まで年平均五回記録されていたが、七七、七八年に急減する。だが、この急減は帳簿への記載洩れのためであり、開催回数自体に変化はないと思われる。記載者である組合長⑨は、理事会が総会と同内容のために帳簿につけなかったのだろう、という。

第九図は、この帳簿にもとづき会議種類別議事総件数の年次推移をみたものである。それによれば、(1)設立当初の七一年は、ほとんどの議事を総会場で組合員全員で決めることが多かったが、七二年以降は理事会・拡大会が働き出して、総会での議事項目総数も年四〇位に減少したこと、(2)理事会・拡大会での議事項目の内、総会の議事項目と共通するものを除いた残り(第九図④の実線と点線との差引)を、いわば理事会・拡大会が独自に活動した度合を示すバロメーターだと解釈しよう。とすれば、七二～七五年において理事会・拡大会が独自に活動する余地が比較的大きかったが、七六年以降その余地は狭まり、総会の準備機能的性格を強めつつあった、と言えそうである(理事会・拡大会の帳簿への記載洩れもその反映ではあるまい

か。

第九図(四)は、総会と理事会・拡大大会との議事項目の内容の差異をみたものである。それによれば、(1)組織規約、会計・監査(運営)方針、人事などの組合にとつて組織の基本枠組みにかかわる議事は、直接総会で論じられることが多く、理事会・拡大大会で論じられる比率は少ない。(2)逆に、就業規約、労賃・借地料、受託関係、施設・機械購置などの組織の運用規則、労働条件、金銭の出入りにかかわる議事は、理事会・拡大大会でも取り扱われる比率が大きい。(3)就業規約は、なかでも理事会・拡大大会が独自に協議・決定する議事項目の最も多い分野である。

総会における議事項目の年次変化は次のように整理される。

(1)設立当初の七一年には、組織規約、人事についての議事が各八件提案されたが、七二年以降二者についての提案は、年平均一・〇、〇・六件に急減した。組織作りの段階で、これら二項目が多く論じられ、組織が出来上がると、もはやそれ程論じられなくなるのは当然であろう。当組合の人事の固定性が、後者(人事)の件数の少なさを強める一要因にもなったであろう。

(2)この二議事項目以外は、特に年次による傾向は見当たらない。以上のように、理事会は運用規則、労働条件、金銭の出入り等の日常業務にかかわる領域を主として審議することで、組合運営体制における手身近な審議機関としてその独自の役割を

果たしてきた。だが、総会との議事の重複の多さ(およびそれを投影する理事会についての帳簿記載洩れの多さ)に一端が現われるように、七六年以降、理事会はその独自の活動領域を狭め、主体性を漸次失いつつあった、と考えられるのである。

組合長、企画、会計は執行部(三役)と称され、組合執行業務の運営主体である。その扱う仕事は、前述の議事項目全部にかかわり、総会や理事会・拡大大会への議事の提案者でもある。

組合長は理事の互選により選出される。具体的顔ぶれは、組合長⑨、企画②、会計③、である。七八年時点で、⑨、②とも五〇歳代、③がちょうど六〇歳と、理事よりも若い年齢階層の出身であり、これまでに社会活動の経験を多少とも持つ指導力のある人物が多い。

企画とは、組合長の補佐役で、運営業務の事務処理をする役職である。その結果、実際経過としては、情報・計画・雑務などすべてが企画へ集中することになり、実務の多くは②のこなすところとなっていた。なお、⑨は、⑨、③と違って理事兼任ではない。

執行部は、三カ年単位の事業計画を作成し、それに沿って組合を運営してきた。当初の第一次計画においては、(1)施設・農機具の整備、(2)集団運営管理の確立、が目標とされた。しかし、それによる省力化によって生まれる余剰労働力対策として、組

合は更に(3)労働集約的な複合部門(施設園芸)の個別経営における導入・拡大、を目標に追加することになった。七四年から始まる第二次三カ年計画の段階に至ると、(1)施設・農機具の整備、と共に、新たに(4)中核農家の育成、が大きな課題となった。というのは、組合の労働の骨格的部分を支える上層專業農家(特に、若い男子あとつぎ)群が、自分達の出役労働によるところの大きい受託事業収入が、組合有の施設・農機具購入費に充当され、直接に自己収入に結びつかないことへの不満から、受託面積をふやさぬようにすること(既に、七三年二月の理事会で、この方針は採択される)、あるいは経営受託部門を組合から切り離し、專業農中心の中核農家へ再委託する形態へ組織変革しよう、と言い始めたからである。

だが、総会において多数派を占める中下層兼業農家群は、組合の現行組織形態の継続と、最新施設・農機具の拡充による省力化の一層の進展を求めていた。ここに、総会で多数派を占める兼業農家と、理事会に依拠する專業農家との、運営方針をめぐる利害対立にはさまれ、執行部としてもいずれを優先させるかという選択の岐路にたつことになった。そして、執行部の選んだ道は、(1)施設・農機具の整備、を最優先とし、(4)中核農家育成のための手だてを後回しにする、ということであった。つまり、執行部は組合継続を至上目的として運営を貫こうと

した結果、初期には專業農家と共通の利害に結ばれて運営を進めたのに対し、中途からは利害背反をするようになり、兼業農家と利害一致するに至ったのである。

ここに、総会、理事会と執行部との相互関係は、七二・七五年までは、執行部↓理事会という形態が比較的多くて、理事会が審議機関としての独自の役割を果たすことが出来たのに対し、七六年以降は執行部↓総会と直結する形態が多く、理事会は浮いて単に総会のための準備審議をする場へとやや有名無実化した、と考えられるのである。そして、そのいずれとの関係においても、執行部がイニシアチブを握っていたことは確かである。組織変革をめぐって執行部と理事会との意見の食い違いが明瞭になった七四年以降でも、理事会においてこの件が議事に一度もとりあげられたことのないことも、このことを物語る一証左のように思われる。

次に、執行部内における業務の役割分担と任務遂行体制を検討しよう。

執行部の企画の下には、三集団と三専門班が置かれる。集団は春・秋の共同作業をする労働力の単位で、各農家の経営耕地の大小、農業労働力の老若、のバランスを考慮しつつ、なるべく隣接地の者同志をまとめるように編成された。従って、各集団の分担面積、農業労働力は大体対等で、またその分担領域、

構成メンバーの顔ぶれは固定的であつた。だが、実際の共同作業の労働力編成は当日集まつた顔ぶれを適当にまとめて作業班編成をするために、必ずしも集団単位に作業を行うことにならない。ただ集団長(各集団一人)は、自分の集団に属する組合員の就労出勤簿を管理する責任がある。

三つの専門班は、トラクター耕起、乾燥調整、灌水管理という特殊技能のいる重労働を仕事内容とする。従つて労賃単価も通常の作業賃金より高く定めてある。労働量自体は少ないが、稲作業の骨格部分であり、その担当者はすべて屈強の男子労働力があつてゐる。

トラクター班の場合、登録オペレーターは大体一六人前後を維持している。例えば七八年のメンバーは、六〇歳一人(④)、五〇歳代五人(⑨、⑬、⑭、⑮、⑯)、四九〜三五歳三人(⑦、⑱、⑲)、三五歳未満六人(③、⑤、⑧、⑪、⑫、⑬)の計一五人である。彼等はすべて農業専従者であり、また統柄別内訳は世帯主八人、あとつぎ七人となる。トラクター耕起は班独自の計画にもつき運営せられ、班長⑬はトラクター稼働時間、ガソリン消費量等をチェックする。

共乾施設管理は、班長以下三人で管理する。班長が⑫、残り③、④で、いずれも若い農家あとつぎ達である。彼等の最も重要な仕事は乾燥調整作業で、上位等級米の増大あるいは規定の

水分含有率にちょうど乾燥させる等々は余程の熟練した腕が必要である。例えば、基準の水分含有率(一四・五%)より一%水分を余計に乾燥させると、総量五〇〇俵の場合五〇俵の損失になるからである。その他に共乾施設関係作業には、集荷、搬入、糶摺り、あるいは施設への当直等の重労働があり、それらは主として一般男子労働力の出役によつてまかなわれている。

水利班は、⑩を班長として⑤のあとつぎ、⑭、⑯の四人をメンバーとする。灌水を扱い、その他灌水施設にかかわる機械修理、水路整備など労働時間は少なくともつらい仕事が多い。メンバーには役員手当が支払われ(例えば七八年度一人当たり一万七千円)、運営収支も別途勘定で行われた。

なお、顧問は七二年に増設されたポストで農協組合長⑭と町会議員⑳の二人が就いている。執行部の相談役といった性格をもち、総会の議長などを務めることも多いが、直接組合運営にかかわることはない。ただ、組合の運営方針には、農協組合長㉑の信条が大きく影響していることは、組合の設立経過やその後の執行部と㉑との個人的交際からみて明瞭であり、いわばその後援者というのがふさわしい。

以上、組織機構と役割分担を小括すれば、次のように言える。当組合では議決機関(総会、理事会)と執行機関(執行部)とが二権分立する。まず、総会は、最終的議決機関であり、組

織運営の基本枠組みに関する事柄から、日常業務の細事に至るまで、あらゆる領域における決定権をもっている。議決は、一戸一票の部落的ないし組合的平等主義を原則とする。次に、理事会は、総会の準備ないしそれに代わって審議議決するこまわりのきく審議機関であり、執行部の上部機関と位置づけられるが、実態的には日常業務上生ずる諸問題や運用規則の審議を主に扱っている。理事は、主として上層專業農家の年輩世帯主（六〇歳以上）で占められている。他方、執行部は、組合長を頂点とした上意下達の命令系統をもつ機能的な業務遂行機関として編成されている。当組合の定款を⁽²³⁾みても、一応それらは近代的、合理的に整備され綴られている。

だが、一見整った組織の役割分担、権限構造も、実態と照らし合わせると次のような根本的特性をもっている。第一に、権限を裏づける背景としての、生産手段（特に農地）の所有については、触れられていない。従って、当組合は基本的に戦後自作農的土地所有によって規定された組織である、ということになる。そこにおける役割分担や権限には、小農的ないし部落的特徴が色濃く影を落とすはずである。第二に、組合は再生産のために必要な剰余形成のメカニズムを備えていないことである。ここにあつては、個別の小農の目的（省力化や過剰投資防止）と再生産とが基本であり、組合はそれに役立つ範囲で設立

される自立性のない組織にすぎないのである。執行部の顔ぶれでは、三役は五〇歳代の專業農家を中心であり、また作業担当の中核は五〇歳未満の專業農家（特に、あとつき）である。

この三機関の相互関係は、総会→理事会→執行部という形態が機構図に示されたルートである。その意味するところは、文字通りには総会で議決し、理事会で審議した結果を、執行部が実行する、ということである。ただし実態的な意思決定・伝達ルートは逆で、執行部が提案し、理事会で審議決定するが、承認の最終的権限は総会がもつという関係である。ところで、構成員からみると、総会では中下層の兼業農家が多数派を占めたのに対し、理事会には上層專業農家が多かった。そして執行部は、その作業の骨格を專業農家の若い男子労働力に支えられながら、三役自身は組合存続を運営方針の軸とし、構成農家間の和をはかりながら、いかにして組合の目的（省力化や過剰投資防止）を達成しうるかに腐心していた。その結果、事実上の経過としては、七五年頃までは執行部は專業農家と共通の基盤にたつて運営をリードしていったし、理事会にも審議機関として独自の役割を期待していた。ところが、その後執行部は專業農家との経済的矛盾を増幅させ、逆に組合存続という点で兼業農家との利害が一致するようになった。ここに理事会はやや形骸化させられ、執行部は総会と直結する形態へと運営を切り替えていっ

た、と考えられるのである。

注(19) 一九七二～七八年における理事数(九人)である。

なお、七一年の場合一五人、七九年の組合再編以降は八人、である。

(20) 拡大会とは筆者の便宜上の造語で、ここでは帳簿用語における「役員会」、「理事会・役員合同会議」、「理事・集団長・機械長会議」などの総称として使用している。

(21) 七一年のみは、組合長⑩、副組合長⑨という構成であった。それが七二年に⑩が組合長を退き、⑨が昇格して今日に至る。この組合長交替の経過は、⑩の語るところによれば次のようである。

七〇年当時自分は生産組合長をしていた関係で機械利用組合長へ就くよう要請された。自分は固辞したが、⑨を副組合長として補佐させ、実務は⑨が担うので形式上で良いから就いてくれとのことなので、利用組合長を引き受けた。ところが、いざ就いてみると仕事はなかなか大変であった。そうこうして一年が過ぎ役員手当の額を決める段になって、組合長一万円、副組合長三万円、とされた。自分はそれを、自分の仕事振りが評価されなかったためと感じて、誇りを傷つけられ辞職した。

(22) これらオペレーターの外に、六〇歳代の農業専従世

帯主一人と三五歳未満の恒常勤務に就くあとつぎ一人とが、共に僅かの時間だがトラクターを運転している。

(23) 当組合の定款(規約)については、設立当時(一九七一年)作成のものが、農林省農産課編『集団的生産組織育成の手引』(地球社、一九七四年)、九八～一〇〇頁に記載されているので参照されたい。ただし、七二年に一部組織変更があったこと、規約と実態とのずれがあること、等のために、本文で解説した内容との定款との間には、かなりの相違点がある。

Ⅲ 経営分析

1 組合員内米作部門

当組合の帳簿は、企画②が概して自己流に記帳したものである。それ故にかえって組合運営の特質を生そのまま反映する一面をもつ。Ⅲにおいては、第一に帳簿記帳の仕方から組合運営の枠組みそのものを明確にすること、第二に帳簿の内容から生産費を客観的に捉えること、の二点に視点を置いて、各部門の経営分析をすることにしよう。

第13表は、米生産費の費用項目別の年次推移を見たものである。それによれば(1)資材・消耗備品費が全費用の五割近いシェアを当初占めていた。それに光熱費を加えると三分の二に及んだ。しかし、その比重は漸次減少してきて、七八年には両者あ

第13表 米作費用総額の費目別、年度別推移

(単位: 千円)

年度 費目	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
資材・消耗備品費	1,100	1,248	1,511	2,553	2,143	2,240	3,122	1,813
光熱動力費	517	624	816	1,346	1,447	1,450	1,844	1,379
修理費	15	121	263	341	663	586	1,540	2,192
農機具借上料	121	125	158	169	213	228	285	219
借地料	102	114	163	179	195	227	260	254
保険料	36	0	233	277	458	424	442	435
公租公課	0	10	15	22	43	107	60	33
一般管理費	199	523	645	949	1,075	1,047	931	751
労働費	109	203	213	262	783	978	1,550	1,808
役員手当	200	320	370	590	560	590	750	768
合計	2,288	3,451	4,387	6,689	7,582	7,876	10,786	9,652
百分率 (%)								
資材・消耗備品費	46	38	34	38	28	28	29	19
光熱動力費	22	19	19	20	19	18	17	14
修理費	1	4	6	5	9	7	14	23
農機具借上料	5	4	4	3	3	3	3	2
借地料	4	3	4	3	3	3	2	3
保険料	2	0	5	4	6	5	4	5
公租公課	0	0	0	0	1	1	1	0
一般管理費	8	16	15	14	14	13	9	8
労働費	5	6	5	4	10	12	14	19
役員手当	8	10	8	9	7	7	7	8
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

わけて全費用の三分の一に低下した。(2)それと対照的推移を示すのは、修理費と労働費である。両者は七一年には各々一%、五%にすぎなかったのが漸増を続け、七八年には二三%、一九%にまで達するのである。(3)農機具借上料、借地料、役員手当は低額停滞的で、平均的な推移を示した。(4)保険料、一般管理費は、当初少額であったが、七二年いし七三年に急増し、それ以降は漸減傾向になった。

これらの特色は、部落ぐるみによる、共同施設・機械の共同利用組織という当組合の性格に起因する。まず労働費は共同作業部分が農家間の相殺勘定で清算されるため、組合に計上されるのは全作業シエアでは小部分にすぎない共同作業以外の作業

(具体的には、オペレーターによる独立作業、時間外作業や特殊作業、また七五年以降には経営受託の中間作業が加わる) だけだ、ということである。しかも、その作業を世間一般より一段と低い賃金単価で評価するために、労働費総額は極端に低額に抑えこまれる。その結果、資材・消耗備品、光熱動力費といった物材費が、逆に費用総額の中で相対的に大きい割合を占めることになるのである。また、農機具借上料、借地料、役員手当が相対的に低迷するのも、部落の互助精神や労働奉仕観によって、料金・労働評価を低めに抑えたからである。そして、労働費の漸増は、にもかかわらず労賃の適正評価の要請が部落的規範に支えられた労働の低評価構造を次第につき崩しつつあったことを示している。更に、一般管理費と保険料が七二ないし七三年に急増するのは、組合設立当初には無償に近い、あるいは危険負担を考慮する余裕もないままに作業が行われていたのだが、組織の確立とともにそうした側面も費目に計上されるようになったことを示している。なお、修理費の漸増は、施設・農機具老朽化に伴う必然的結果ではあるが、共同利用による機械故障の多さを物語っている。

第14表は、第13表を一〇アール当たり生産費に直したものである。費用項目別の年次推移の傾向は第13表に準じるが、次の相違点により一般の米生産費とは異質のものであることは注意

されねばならない。(1)一〇アール当たり物材費は、極めて少額である。これは組合の場合、物材費として計上されるのは、苗代の肥料・農薬、施設・機械作業時の物材費のみで、残り大半は個別農家の負担となつて、第14表には載つてこない。(2)逆に、一般管理費および役員手当は、組織化によって始めて費目として成立するもので、一般の米生産費にはない。(3)労働費が、共同作業外の一部分の作業労賃にすぎないものであることは先に述べた通りである。かくて、共同施設・機械の共同利用組織という当組合においては、自己完結的な経済循環のメカニズムを組織として内包することはなく、生産費総体を捉えることも満足に出来ないものである。そしてこのことが逆説的だが、省力化や過剰投資防止という部分的目的のみのために設立された、個別経営の補完的組織という当組合の性格を如実に反映している、と言い得よう。

第15表は、同じ一〇アール当たり米生産費を各作業別に直したものである。はじめに一〇アール当たり費用合計は、七一年米一俵の値段の七・一%であったものが、次第に増大して七八年には一〇・五%に上昇した。七五年当時企画②は、一〇アール当たり費用を米一俵の七〇・八〇%にすることを基準にしている、と筆者に語っていたのだが、そうした基準を現実には超えてしまっているわけである。

第14表 米作10アール当たり「流動費」項目別、年度別推移 (単位: 円)

年度 費目	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
資材・消耗備品費	2,883	2,771	2,716	4,448	3,672	4,079	5,381	3,354
光熱動力費	1,303	1,362	1,504	2,392	2,563	2,629	3,185	2,593
修理費	39	254	502	678	1,198	1,047	2,756	4,068
農機具借上料	319	262	303	297	383	408	493	407
借地料	284	269	291	296	327	416	427	471
保険料	79	0	470	582	965	883	922	947
公租公課	0	21	31	37	90	222	124	71
一般管理費	531	1,098	1,240	1,801	2,013	2,015	1,671	1,440
労働費	235	356	403	439	1,298	1,696	2,545	3,307
役員手当	433	626	768	1,154	1,171	1,227	1,556	1,650
合計	6,104	7,019	8,227	12,124	13,680	14,621	19,060	18,308
百 分 率 (%)								
資材・消耗備品費	47	39	33	37	27	28	28	18
光熱動力費	21	19	18	20	19	18	17	14
修理費	1	4	6	6	9	7	14	22
農機具借上料	5	4	4	2	3	3	3	2
借地料	5	4	4	2	2	3	2	3
保険料	1	0	6	5	7	6	5	5
公租公課	0	0	0	0	1	2	1	0
一般管理費	9	16	15	15	15	14	9	8
労働費	4	5	5	4	9	12	13	18
役員手当	7	9	9	10	9	8	8	9
合計	100	100	100	100	100	100	100	100

注: 当組合の用語である「流動費」とは、組合作業にかかった費用合計を指し、そこには物材費(の一部)のみならず保険料、借地料、公租公課、労働費、役員手当等までも含まれている。

次に各作業別費目の
 年次推移は以下の特徴
 をもつ。

(1) 運営費については、
 組合設立の当初七一年
 にはそういう費目は存
 在しなかった。つまり
 運営にかかわる労働は
 無償提供され、役員手
 当のみは別扱いだがそ
 の他運営的費用は各作
 業別に分割・帰属せし
 められていた。しかし、
 組合組織の確立ととも
 に、運営管理労働も漸
 次労賃評価される。ま
 た全体にかかわる運営
 管理費も、各作業こと
 のそれとは分けられて
 独立の費目を形成する
 に至る(具体的に運営

第15表 各作業別10アール当たり「流動費」の年度別推移 (単位:円)

年度	作業 苗代 —植付	トラクタ —耕起	刈取 —脱穀	センタ ー乾燥 調整	運営	灌水	計	基準米価	米価に対 する百分 率(%)
1971	2,219	639	1,332	1,300	393	223	6,106	8,621	71
1972	1,839	879	1,189	2,150	857	210	7,125	9,137	78
1973	1,525	1,570	1,571	2,180	1,108	275	8,229	10,207	81
1974	1,978	1,812	2,471	2,690	2,806	390	12,127	13,639	89
1975	2,704	1,775	2,040	3,790	2,991	384	13,684	15,653	87
1976	2,773	1,839	1,805	4,510	3,112	585	14,624	16,653	88
1977	4,421	2,742	2,149	5,170	3,270	1,310	19,062	17,318	110
1978	2,583	2,615	4,181	5,290	3,158	481	18,308	17,412	105
百 分 率 (%)									
1971	82	36	65	34	13	58	45	55	
1972	68	50	58	57	29	55	52	58	
1973	56	88	77	58	37	72	60	65	
1974	73	102	121	71	94	102	89	87	
1975	100	100	100	100	100	100	100	100	
1976	103	104	88	119	104	152	107	106	
1977	163	154	105	136	109	341	139	111	
1978	96	147	205	140	106	125	134	111	

費という独立した費目が帳簿に現われるのが七二年。最初は年度を通じて運営費は一本であったが、七四年以降それは前期と後期とに二分割され記載される形式となった。役員手当も当初は茶菓子代であったものが、賃金報酬へと性格を変えてゆくのである。

(2) 各作業ごとの費用の増減傾向は、作業の性格と機械化段階に応じて、違った特徴を有する。概観的にいえば、稲生育過程と関係の深い苗代—植付け、刈取り—脱穀の費用は、変動幅が大きい(例えば七七年の苗代—植付け費用の大きさは農薬代、七八年刈取り—脱穀費用は稲倒伏による労働費と修理代のかさんだ結果である)。他方、トラクター耕起またはセンターでの乾燥調整といった機械を中心とした作業部門の費用は、変動幅も比較的一定し、安定した増加基調にある。特に大型装置化したセンターでの乾燥調整部門の費用が、光熱動力費、資材費の大きさから、他部門と比べて多額なことが目につくところである。

ところで、繰り返しになるが、当組合は共同施設・機械の利用による共同作業によって、資本の過剰投

資を軽減しつつ、省力化を進め、農業所得の増大を図ること、を目的としていた。この目的に、前述の組合による生産活動は、どの程度の貢献をしているのか。

第16表に、組合における施設・機械への投下資本額の推移を示した。まず、新規投下資本額の場合、七年組合設立時に補助金一〇七九万円を含む二七五六万円の資本投下を行った。そのおかげで七二、七三年は資本投下額も比較的少なくて済ませられたが、七四年以降は施設・機械整備の第二次整備時期に入った。機械の更新と最新鋭機械の整備・拡充には年六〇〇〃八〇〇万円の資本が恒常的に必要となった（特に七七年に一一三九万円と資本投下額が大きい理由の一因は、この年センター等施設の増築整備が行われたことがあげられる）。次に、一〇アール当たり投下資本額および一〇アール当たり減価償却費の推移を、農機具について佐賀県農家平均と比較検討しよう。

農機具の一〇アール当たり投下資本額を佐賀県農家平均と比較すると、七二～七三年は一一〇～一三〇%台であったが、七四年以降は六〇～九〇%台に低下したことが分る。七二～七三年のこの投下資本額の大きさは、七一年時点で組合が一華に施設・農機具の新品購入をはかったために、金額評価額がはねあがったことによるものである。従って現実には七四年以降の数値が実情を良く反映していると思われる。とすれば当組合の

場合佐賀県農家平均の六〇～九〇%程度の投下資本額で済んでいることになる。この点を農機具の一〇アール当たり減価償却

費で確認しておこう。減価償却費の場合七二～七八年の間ほぼ一定して五〇～七〇%台で推移している。平均的には佐賀県農家平均の六〇%の減価償却費で済ませられていることになる。更に、補助金による投下資本負担軽減額（一〇アール当たり負担軽減額、七二～七五年一七九五円、七六～七八年一四一四円）を考慮すると、組合員農家の減価償却費実費負担は一層低下する（減価償却費に占める補助金の比率は、七一年三二%であったが、以降年々減少して七八年には九%である²⁵⁾）。かくして、一〇アール当たり投下資本額ないし減価償却費のいずれをとるにしても、組合の場合佐賀県農家平均の六〇～九〇%の範囲内の資本の投下額で済ませられていることになる。固定資本の過剰投資の防止という目的は、この水準において一応達成されているわけである。

次に、農作業労働時間の推移を検討する。第17表は、組合の作業別労働時間と九州平均の経営耕地一〇〇～一五〇アール層のそれとの年次推移を示したものである。それによれば、組合の場合七五年を基準年次として一〇アール当たり労働時間の年次推移は、(1)七二年一三二%から七七年八三%へと省力化は着実に進んできたこと（ただし七八年は稲倒伏という異常事態に

第16表 農機具および施設への投下資本額の推移

	1971	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
(a) 残存固定資本総額								
農機具	10,844	10,505	10,167	9,828	10,729	10,308	12,547	12,082
新規投下資本額	16,714	15,052	14,566	15,069	16,696	19,244	23,552	24,849
(うち補助金額)	27,557	1,055	2,687	3,960	6,357	7,724	11,387	7,427
投下資本額 (107-ール当たり)	(10,787)	(0)	(0)	(0)	(0)	(603)	(0)	(0)
農機具	22,638	21,931	21,225	20,519	22,399	21,520	26,194	25,223
減価償却費 (107-ール当たり)	34,893	31,425	30,409	31,459	34,855	40,176	49,169	51,876
(うち補助金による負担軽減)	707	707	707	707	879	879	1,249	1,526
農機具	(363)	(363)	(363)	(363)	(363)	(363)	(363)	(363)
(うち補助金による負担軽減)	5,671	6,135	6,956	7,260	8,993	10,609	13,871	16,424
(うち補助金による負担軽減)	(1,795)	(1,795)	(1,795)	(1,795)	(1,795)	(1,414)	(1,414)	(1,414)
(b) 投下資本額 (107-ール当たり)								
建物	38,601	37,850	30,947	32,002	34,601	43,539	34,233	
農機具	25,654	27,838	25,440	41,043	53,429	58,275	53,549	
減価償却費 (107-ール当たり)	1,515	1,487	1,370	2,306	2,404	2,738	2,553	
建物・土地改良設備費	10,029	12,379	12,496	13,801	15,924	17,810	18,082	
(c) 投下資本額 (107-ール当たり)								
農機具	131	113	120	77	65	69	92	
減価償却費 (107-ール当たり)	57	50	56	53	53	60	77	
農機具								

注 1. * 印の減価償却費とは建物・土地改良設備については、米生産費における建物および土地改良設備費のうち償却費のみを、農機具は同様農機具償却費のみを採る。

2. 107-ール当たり算出においては、組合員内基本区別4,7907-ールを分母とした。概して総利用区別は5,5007-ール余を維持しているから、当組合の107-ール当たり投下資本額、減価償却費は実数より高めに算出されていることになる。

資料：佐賀平均については、農林水産省の米生産費調査による。

第17表 稲作業労働時間の年度別推移

(単位: 時間)

		1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
総労働時間	苗代一植付	9,748	12,015	11,320	10,675	10,252	9,444	8,297
	トラクター耕	2,437 ¹⁾	2,770	2,538	2,605	2,518 ²⁾	2,353	2,331
	刈取一脱穀	17,533	14,874	11,143	11,119	8,901	8,406	9,507
	センター乾燥調整		3,201	3,398	2,966	3,444	3,072	3,606
	合計	29,718	32,860	28,399	27,365	25,115	23,275	23,741
10労働時間当たり	苗代一植付	23.8	23.2	21.2	20.2	18.7	17.6	15.6
	トラクター耕	5.1	5.8	4.4	4.5	4.2	4.1	5.1
	刈取一脱穀	36.4	28.5	20.5	20.2	16.2	15.1	17.8
	センター乾燥調整		5.4	5.4	4.7	6.3	4.6	7.2
	合計(A)	65.3	62.9	51.5	49.6	45.4	41.4	45.7
10労働時間当り百分率(%)	苗代一植付	118	115	105	100	93	87	77
	トラクター耕	113	129	98	100	93	91	113
	刈取一脱穀	146	141	101	100	80	74	88
	センター乾燥調整		115	115	100	134	98	153
	合計	132	127	104	100	92	83	92

<九州の100~150アール経営階層>

10労働時間当たり	苗代一植付	23.5	24.3 ³⁾	20.3	19.9	19.3	18.7
	トラクター耕	8.7	9.5	9.4	9.3	8.5	8.1
	刈取一脱穀	23.1	24.6	21.5	21.2	17.4	15.3
	センター乾燥調整	5.6	5.9	5.4	5.7	5.4	6.0
	合計(B)	60.9	64.3	56.6	56.1	50.6	48.1
A/B(%)		107	98	91	88	90	86

注 1. トラクター耕起の時間は、麦作耕起を含む時間である。72, 76年は麦作耕起時間が分る。

2. 1) うち、364時間は麦。

2) うち、403時間は麦。

3) は経営階層別ではない全体の平均生産費である。

3. 1971年度は資料不足により除外する。

資料: 九州の100~150アール経営階層については、農林水産省の米生産費調査による。

より労働時間も九二%と逆戻りした。(2)省力化の特に進んだのは、刈取り―脱穀作業で、ここではコンバインの高性能化を軸として労働時間が半減した。

他方、九州平均の経営耕地一〇〇〇一五〇アール層との比較では、(1)七二年当初一〇アール当たり労働時間六五・三時間で九州平均一〇〇〇一五〇アール層のその一〇七%であったものが、次第に低下して七七年には八六%に至る。省力化が当組合で着実に進み、かつ一〇アール当たり労働時間も七四年以降は九州平均の九〇%前後で済ませられているのである。(2)組合の作業で特に省力化が進んでいるのは、トラクター耕起部門である。概して九州平均の半分の時間しか要していない。属地的にまとまった圃場と、オペレーターが専門班を形成し、独自の運用計画にもとづき合理的作業編成を組んだ結果によると思われる。⁽²⁶⁾

第三番目として、稲の一〇アール当たり収量の年次推移をみておこう。第一〇図(1)は、一九五〇年以降の②、および七二年以降の機械利用組合員農家平均の一〇アール当たり稲収量の推移を明示したものである。この図の解釈をはじめの前に、まず②の当部落での位置と性格を見ておく。②は農地改革以前は、小作一〇〇アール、自作八〇アール程度を経営する小自作農家であった。農地改革によって小作地の自作化が達成され、以降

五二年までは経営耕地一八〇アール、五三年に農地を拡大して五九年に至るまでの間は二四三アール、六〇年以降七九年現在までは二五〇アールの経営耕地を耕作する。経営耕地面積の大きさは、現在当部落第二位の上層農家である。

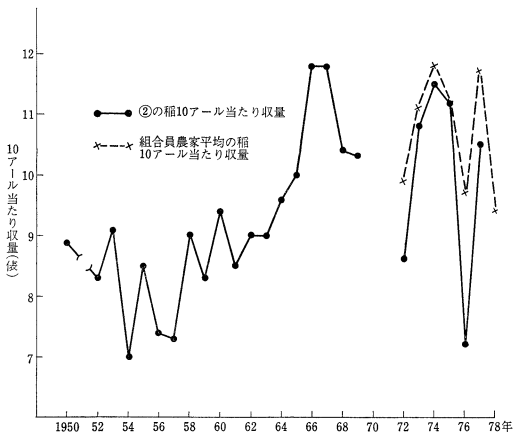
ただし、②の所有する農地の大部分は、当部落外にあり、しかも低湿地で最も土地生産力の低い田である。従って、②の世帯主は父の代から製材所や乳牛、馬飼育を副業とするよう言いふくめられてきたという。田の収穫が全滅しても、それらを売って食いつなげるためである(ただし、六三年に牛小屋が焼失して後は、牛馬飼育をしていない)。従って、②の一〇アール当たり稲収量は、当部落での最も低い水準を示すもの、と考える良いであろう。

さて、第一〇図(1)によれば、新佐賀段階米づくり運動の始まる前、一九六三年以前は、②の稲収量は一俵前後の変動幅をもちつつ、平均八〜九俵の水準にあった。それが六四年以降急上昇し、最高時の六六、六七年には一一・八俵を記録するし、平均水準でも一〇〜一一俵水準に達する。六五年以降は稲生産力において新たな段階に到達した、と言いつ得るであろう。

ところで、機械利用組合が設立され、②がそれに加した七二年以降に、稲収量はどのように推移したのか。まず、組合員農家平均と②の一〇アール当たり稲収量を比べると、年次によ

第10図 10アール当たり稲収量

(1) ②および機械利用組合員農家平均の収量の年度別推移



注. 1972年は②病気のため組合へ加入した年である.

出所: 1950~70年は②が記帳の稲刈帳より, 1972~78年は組合帳簿による.

る収量の推移は、両者とも同様の傾向をみせつつ、②は組合員農家平均よりいつも低い収量水準にあることが分る。次に七二年以降の②の収量水準については、六五・六九年の一〇・一一俵段階とほぼ同じか、ないしはやや低下の傾向にある。特に七二、七六年等の収量の落ち込む年次があり、変動幅が増大している点が目立つ。収量水準のこの振幅の増大理由としては、六〇年代までの多収量型品種から、七〇年代は食味の良い優良型へと品種の切り替えをはかったことによるところが大きいと考えられる。

さらに、第一〇図(2)により、一〇アール当たり稲収量の経営耕地階層間格差を見る。それによれば、六〇年時点では、一五〇アールを境として、上層は高収量、下層は低収量という格差が存在した。しかるに、七二年以降の段階において概して階層間格差は解消し

(2) 組合員農家の経営耕地階層間格差

(1元分類分散分析による)

(単位: kg)

階 層	1960	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
200 アール以上	484	581	679	709	678	587	706	571
200 ~ 150	475	596	674	712	676	602	707	592
150 ~ 50	454	590	644	698	651	549	687	562
50アール未満	457	623	669	714	663	608	710	538
F 値	2.86	2.17	1.54	0.56	1.00	1.84	0.94	2.43
10%水準で有意	有	無	無	無	無	無	無	有

注 1. 経営耕地階層は、1978年時点を基準として分類した。その戸数は、200アール以上層 12戸、200～150アール層 9戸、150～50アール層 8戸、50アール未満層 7戸である。

ただし、その内、①は60年以外は組合不参加のため除外、②は78年のみ除外、③は78年のみ全面積を委託に出したので除外している。

2. 参考までに自由度(3, 30)の5%, 10%水準のF値を示せば、2.92, 2.28である。

てしまっている。むしろ、六〇年とは逆で上層の方が低位不安定(具体的には不作時の落ちこみが相対的に激しい)である。そしてこうした収量水準の振幅の増大、階層間格差の解消に、組合による共同化(具体的には、共同作業に伴う栽培管理の粗雑化・無責任体制、あるいは栽培技術の平準化等)がなにかしらの影響をしていることは推測するに難くない。とまれ確からしいことは、組合による共同利用・共同作業は一〇アール当たり収量の向上をもたらすものではなかった、ということであろう。

以上を小括すれば、共同施設・農機具の共同利用形態をとる当組合の米作部門において、組合は個別経営の補完的存在にすぎず、組織自体として再生産メカニズムを内包していないのである。とはいえ、組織が省力化や過剰投資の防止という特定の目的の下に結成され、一定の成果を収める時、そこに経営体として、それなりの自立性をもち始めるようになる。管理労働評価による労働費の増大や運営費の生産費目としての独立等により、われわれはそれを見出すことが可能であろう。

注(24) 一〇アール当たり投下資本額および減価償却費について、組合と佐賀県農家平均との比較を農機具に限って検討するのは、次の理由による。つまり、組合の投下資本額、減価償却費は、組合有の施設・農機具に限

第 18 表 トラクター別稼働時間と馬力当たり負担面積試算 (単位: 時間)

年 月	ト ラ ク タ ー								計
	23 P S	28 P S	28 P S	31 P S	35 P S	27 P S	27 P S	22 P S	
1978年 5 月	5	15	25	25	13	3	3	5	94
6 月	119	129	117	118	66	19	60	74	702
7~10月*	57	5	15	0	0	0	0	38	115
11~12月	21	51	31	36	4	0	0	0	143
1979年 1~4 月	12	40	35	22	0	0	0	0	109
計	214	240	223	201	83	22	63	117	1,163

注 1. *印は園芸田における利用である。

2. 馬力別負担面積の計算は次のようである (佐賀県農林部営農指導課策定資料『水田農業機械化の手引』, 1970年, 18~19 頁より引用)。

トラクターの馬力別 1 台当たり作業負担面積は, 各作業を適期に処理し得る面積であると想定すれば次式によって負担面積が算定できる。

$$F = \frac{(P-D) \cdot T \cdot K}{E \cdot C} \dots\dots\dots [1] \text{式}$$

ただし, F = 作業負担面積 (ha), P = 作業許容期間 (日),

D = 降雨, その他による作業不能日数,

T = 1 日平均稼働時間 (時間), K = 実作業率 (%),

C = 作業回数,

E = 単位面積当たり作業量 (時/ha)

= 作業幅 (m) × 作業速度 (km/時) × 圃場作業効率 (%),

上式によって現在もっとも作業適期間に制約のある田植え時期における代かき作業を例にとりて, トラクターの馬力別, 1 台当たり負担面積を算出した。

すなわち, 算出の基礎となる指標は次のようにした。

作業許容期間…16日間, 作業不能日数…6 日間, 1 日平均稼働時間…9 時間, 実作業率…75% (→代かき作業の標準), 作業回数…2 回

単位面積当たり作業量は, 馬力別で以下のように計算する

20 馬力の場合 $1.15 \text{ m} \times 4 \text{ km/時} \times 82\% = 0.378 \text{ ha/時} = 2.64 \text{ 時/ha}$

30 馬力の場合 $1.6 \text{ m} \times 4 \text{ km/時} \times 82\% = 0.525 \text{ ha/時} = 1.90 \text{ 時/ha}$

これらを [1] 式に代入すると, 作業負担面積 F は

20 馬力の場合, $F = 12.5 \text{ ha}$, 30 馬力の場合, $F = 17.8 \text{ ha}$

これらを平均すれば, 1 P S 当たり 0.6 ha 程度が理論式から算出した標準的な負担面積であることが分る。

これに対して, 当組合の場合は, 上表のトラクター 8 台中左 4 台を通常は使用し, 右 4 台は田植期にのみ補助的に利用している。そこで左 4 台だけの 1 P S 当たり負担面積を次式 (トラクター利用面積 ÷ トラクター総馬力数) で算出すると, $56 \text{ ha} \div 110 \text{ P S} = 0.5 \text{ ha/P S}$ となり標準的な負担面積 0.6 ha の 8 割程度になる。右 4 台を加えると更に低下して 0.25 ha/P S で, 標準的な負担面積の 4 割程度である。

同様にコンバインをみると, 使用台数 4 台, 1978 年の稼働時間は 5 月麦刈りに各 33 時間, 10, 11 月の米収穫に 3 台が各 139 時間, 1 台は 95 時間であった。そして米刈取りについて平均 1 台当たり負担面積を試算すると, コンバイン刈取面積 $(41.7 \text{ ha}) \div 4 \text{ 台} = 10.4 \text{ ha/台}$ となる。

られている。ところが実際にはこの外に組合員農家個別のもつ個別有施設・農機具があり、組合員農家はその両者を併せて米生産にあたっている。その意味で組合有資本の投下額、減価償却費は資本全体の一部にすぎず、そのまま佐賀県農家平均のそれと比較することは出来ない。

しかし、農機具に限れば、米作に使用する農機具はほとんど組合有のものであり、組合員農家個別が所有する農機具はさほど大きいものではない、と考えられる。それ故、農機具に限っては、組合有農機具をもつて米生産に使用する農機具と同一と見て、組合と佐賀県農家平均の一〇アール当たり資本投下額、減価償却費を比較可能とみたのである。

(25) 一〇アール当たり投下資本額(七四〇七七年佐賀県農家平均の七六%)と一〇アール当たり減価償却費(七一〇七七年佐賀県農家平均の五八%)とで、組合の佐賀県農家平均に対する百分率に一八%程度の格差があるのは、組合と佐賀県農家平均との農機具の持ち(耐用年数)の違いによるのではないかと推測される。つまり、組合の場合農機具が早く壊れるので、農機具の買い替え(資本投下)は佐賀県農家平均より相対的に早く行わねばならなかったのに対し、減価償却費は机上の規定耐用年数にもとづく定額法によりここでは

算定しているので、ずれが生じたのである。

(26) 当組合の一九七八年度装備のトラクターについて、一馬力当たり負担面積を試算してみる。第18表によれば、当組合において通常使用するトラクターは四合、外に農繁期に補助的に古いトラクター四合を利用している。

そこで通常使用の四合だけで馬力当たり負担面積を試算すると、〇・五ヘクタール、これに補助の四合を加えればこの値は更に半減する。他方、佐賀県標準の馬力当たり負担面積は〇・六ヘクタールであった。従って、単位面積当たり保有馬力数(一馬力当たり負担面積の逆数)は、当組合の方が佐賀県標準の少なくとも一二%と高めの水準にあることになる。

このように、トラクター部門における省力化の進展を支えたもう一つの条件として、単位面積当たり保有トラクター馬力数の高さが指摘されるのである。

2 部落外からの稲作業および経営受託事業

稲作業受託は組合の発足した七一年に既に一部行われたが、本格的実施は七二年以降のことになる。第19表は、組合の稲作業受託の状況を示している。それによれば、七二―七四年の期間に、委託農家延べ戸数は四一―六〇戸、委託延べ面積は二五六九アール―四〇九九アールと飛躍的に上昇する。ところが七

第19表 作業受託の状況

		1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
委託農家数 (戸)	苗代一植付	10	12	16	14	13	14	12
	トラクター耕起	9	9	12	9	10	9	7
	刈取一脱穀	11	14	16	13	13	13	13
	センター乾燥調整	11	15	16	13	13	13	13
受託面積 (アール)	苗代一植付	640	922	993	980	966	1,001	800
	トラクター耕起	535	806	803	802	810	827	637
	刈取一脱穀	719	988	1,105	972	984	992	825
	センター乾燥調整	675	1,139	1,198	1,080	920	1,096	849
受託料金(千円)	苗代一植付	416	735	1,036	1,271	1,487	1,867	1,495
	トラクター耕起	321	543	763	824	900	1,046	828
	刈取一脱穀	775	1,211	1,687	1,782	1,729	1,651	1,614
	センター乾燥調整	138	494	557	732	966	1,205	1,104
	合 計	1,650	2,983	4,043	4,609	5,082	5,769	5,041

注. センター乾燥調整の受託面積は、10アール当たり10俵として取扱い俵数をも面積換算したものである（以下センター乾燥調整についてはこれに準じる）。

五十七八年に至ると、委託農家延べ戸数は四九〇四五戸、委託延べ面積は三九一六アール―三一一アールの間を上下する。七五年以降のこの作業受託の停滞理由は、(1)部落外からの委託希望が多いにもかかわらず、それを引き受けられない組合内部の受託構造、(2)七五年以降併立して開始せられた経営受託事業への吸収、による。

次に、委託農家の顔ぶれを眺めておきたい（委託農家一覧表は割愛する）。作業委託農家は概して固定的であり、そうした固定的な長期委託継続農家の半数は苗代一植付け、耕起、刈取り―脱穀の主要機械作業全部を委託する形態に結果的になっている。経営耕地階層別では、作業委託農家の顔ぶれ全部一八戸のうち、二ヘクタール以上三戸、一ヘクタール三戸、一ヘクタール未満二戸と、経営耕地の小さい農家からの委託が多く、また概して経営耕地の一部のみ委託している場合が多い。車兼別では、兼業農家からの委託が一般的（一四戸）で、しかもその大半は常勤形態の安定兼業農家（一〇戸）からのそれである。委託理由は、兼業化・老齢・病気等による人手不足がほとんどを占めている。そして、以上のような作業委託農家に見られる諸特徴は、経営委託農家五戸にも共通する、ないしは一層強められて現われる（例えば兼業農家五戸中二戸は他出不在）特徴であった。

第20表 作業受託に対して組合員が負担している流動費と労働時間
(10アール当たり)

		1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
流 動 費	前期 (苗代—植付, トラクター耕起)	405	297	713	970	1,154	1,395	1,219
	後期 (刈取—脱穀, センター乾燥調整)	522	833	1,242	1,583	1,524	2,065	2,470
	年 計 (円)	927	1,130	1,955	2,553	2,679	3,460	3,689
	米価に対する百分率 (%)	10	11	14	16	16	19	21
労 働 時 間	前期 (苗代—植付, トラクター耕起)	3.9	5.4	4.4	5.2	5.4	4.4	4.9
	後期 (刈取—脱穀, センター乾燥調整)	5.6	7.3	6.2	6.4	5.7	4.8	6.2
	年 計 (時 間)	9.5	12.7	10.6	11.6	11.1	9.2	11.1

さて、当組合の稲作業、経営受託事業は組合有の施設、農機具を共同利用し、組合員が出役することによって営まれた。それに要する流動(資本)費は、組合員内の稲作部門と同一のプール計算で、計上され、その実費が賦課された。ただし出役労働費、流動費ともに現実には、経営耕地反別割で組合員から徴収せられた。その代わり、稲作業、経営受託事業により得た収入(作業受託の場合粗収益、経営受託の場合粗収益から中間作業労賃と資材費を差し引いた残り)は施設・農機具の更新、拡充費用に充当される。組合員は、労働出役と受託事業に要する僅かな流動費を負担することによって、組合の施設、農機具更新費ないし拡充資金を稼ぎ出すというシステムである。

第20表は、受託事業にたいして組合員が負担する「流動費」(組合作業にかかった費用合計)と出役労働時間の「一〇アール当たり基準値を示している。負担流動費の米価に対する百分率は、七二年一〇%→七八年二一%へと漸増傾向にあること、他方出役労働はこの間一〇時間強と一定し出役労働負担の軽減が見られないこと、が特徴である。

第21表は、稲作受託料金の算出基礎内訳である。稲作業受託料金は、労働費、流動費、運営連絡費、機械損料の四費目により構成される。労働費は各作業の所要労働時間に作業受託事業規定の高めの賃金単価を掛けて算出される。流動費は作業別に

第21表 作業受託料金の算出基礎内訳 (10アール当たり) (単位:円)

		1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
苗代 — 植付	労 働 費	4,460	6,000	7,700	8,080	10,285	10,560	9,360
	流 動 費	1,840	1,526	1,978	2,705	2,773	4,421	2,585
	機 械 損 料	200	200	700	1,200	800	1,000	2,000
	運営連絡費	0	0	0	500	500	1,536	1,571
	小 計	6,500	7,800	10,300	12,485	14,358	17,517	15,516
	取扱額 米価に対する割合(%)	71	76	76	80	87	101	102
トラクター耕起	労 働 費	3,400	4,230	6,000	6,000 ⁴⁾	4,500	5,000	5,100
	流 動 費	1,600 ¹⁾	1,570	1,812	1,775	1,839	2,743	2,615
	機 械 損 料	1,000	1,000	1,700	2,000	4,100	4,000	4,000
	運営連絡費	0	0	0	500	500	1,000	1,000
	小 計	6,000	6,800	9,512	10,275	10,939	12,742	12,715
	取扱額 米価に対する割合(%)	66	67	70	66	66	73	76
刈 取— 脱穀	労 働 費	8,000	9,000	9,450	10,100	11,340	10,640	12,460
	流 動 費	1,397 ²⁾	1,571	3,987 ³⁾	3,518 ⁴⁾	1,805	2,150	4,181
	機 械 損 料	2,250	2,200	1,710	2,088	2,450	2,790	2,800
	運営連絡費	0	0	0	0	1,500	1,735	0
	小 計	11,647	12,771	15,147	15,706	17,095	17,315	19,441
	取扱額 米価に対する割合(%)	127	118	111	100	103	100	117
センター乾燥調整	労 働 費	0	1,650	2,430	2,500	4,410	3,250	5,010
	流 動 費	2,050 ³⁾	2,190	2,690	3,820 ³⁾	4,510	5,170	5,290
	機 械 損 料	0	500	1,130	1,700	1,950	2,900	3,000
	運営連絡費	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	2,050	4,340	6,250	8,020	10,870	11,320	13,300
	取扱額 米価に対する割合(%)	22	43	46	51	65	64	76
上記4作業取扱 米価に対する割合(%)		26,197	30,940	41,197	46,486	53,400	58,500	63,500
基準米価 (3等) 俵当		287	303	302	297	321	338	372
		9,137	10,207	13,639	15,653	16,653	17,318	17,092

(第21表 つづき)

		1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
4 作 業 計 受 託 料	労 働 費	15,860	20,880	25,580	26,680	30,535	29,450	31,930
	米価に対する割合(%)	174	205	188	170	183	170	187
	流 動 費	6,887	6,857	10,467	11,818	10,927	14,484	14,671
	米価に対する割合(%)	75	67	77	75	66	84	86
	機 械 損 料	3,450	3,900	5,240	6,988	9,300	10,690	11,800
	米価に対する割合(%)	38	38	38	45	56	62	69
	運営連絡費	0	0	0	1,000	2,500	4,271	2,571
	米価に対する割合(%)	0	0	0	6	15	25	15

- 注 1. 1974年から条件の悪い田に対して能率附加金をかける。
 2. 1950年から運営連絡費として運営費の金額または一部をかける。経営受託料金より、作業受託料金を割高にするための処置である。
 3. 1) 流動費の実費879円に対し、料金を高める必要から1,600円とおく。
 2) 流動費は、総額を総利用反別で割り算出するのだが、この年のみは組合員利用反別でのみ割る。
 3) この外に入庫にかかる労働費が10畝当たり100円流動費に加算されているが、それがここでは除かれている。
 4) 刈取一脱穀の流動費に後期運営費を加えている。なお、運営費は通常総額を組合員基本反別で割って算出するのだが、74年は刈取総利用反別で割っている。
 5) センター周辺の水田耕作者に、1俵当たり3円徴収して迷惑料を支払うが、ここではその3円が除かれている。
 6) トラクター研修費を加えて、労働費を高めている。
 4. 参考として、1977年佐賀平坦地域東部における作業別請負料金を示す。
 機械田植(苗請負者持ち)……………16,522円
 水田耕起代かきまで(乗用トラクター)……10,000円
 稲刈(コンバイン)……………15,273円
 乾燥調整……………6,500円
 全作業……………75,500円

(農業会議の調査による。佐賀県『高性能農業機械導入計画書』, 1978年, 20頁より引用)

これらを見ると、4作業取扱総額で組合は佐賀東部より21%割高の料金であることが分る。

かかった実費用を組合員と同様にそのまま賦課される。ただその場合、流動費の中の「独立費目である運営費（前掲第15表参照）」のみは、組合員とは違った取り扱いがなされた。七二、七三年において、運営費は作業受託料金の中へは組み込まれなかった。運営費とは、基本的には組合運営上に必要な経費であって、作業ごとの受託事業に課すべき性格のものではないと考えられたからである。しかし、七四、七五年には運営費は後期運営費のみが作業受託料金の「流動費」にもり込まれることとなった。一つには神埼郡内作業受託料金とのかねあい、どうしても相場をそれ程は上回らなかったためであろう。

また、七五年以降組合帳簿で「諸経費」と称される運営連絡費を内容とする独立した費目が設けられる。この額は設立当初は、作業ごとに各五〇〇円で、いわば適当に決められた。が、七六年の刈取り―脱穀作業以降、この運営連絡費が組合の運営費と読みかえられ、運営費は運営連絡費という費目形態で全面的に作業受託料金に組み込まれることとなる。ただ七八年刈取り―脱穀作業のみは、この運営連絡費が計上されていらない。それは、この年、稲倒伏により流動費自体が増大し、相場とのつりあいから運営連絡費を削除したためである。運営連絡費は、このように一般相場と当組合の作業受託料金をつりあわせる調整費目でもあり、その変動幅は恣意的でかつ大きい。

ところで、七五年運営連絡費が設けられ、七六年後期以降それに全面的に運営費が組み込まれるに至った経過に最も大きく作用したのは、七五年の経営受託事業の開始である。というのは、次の理由による。経営受託の場合、論理上からして運営費は受託料金の中に当然組み込まねばならない。となると、委託農家にとっては、経営委託より作業委託の方が料金が割安なものとなる。しかし受託者の組合としては、より有利で規模拡大にも繋がる経営受託を作業受託より割安なものにして、その拡大をはかりたい。そこで組合がとった対策が、(1)作業受託料金に運営連絡費という費目を設けたこと、そして論理上は入れ難い組合の運営費を漸次運営連絡費に読みかえ計上する、(2)作業受託料における労賃単価を、経営受託料のそれよりも一段高めにし、作業受託料のひき上げをはかる、ことであつたのである。

機械損料（固定資本償却費）の算出基礎も変化してきた。七二年において、基本的に施設・農機具の償却費は組合員が負担すべきものという考えから、機械損料は作業受託料金に一部しか取り込まれなかった。具体的には、苗代―植付けはなんとなく二〇〇円、トラクター耕起と刈取り―脱穀は投下資本総額から補助金額を差し引いた金額の反当割当額を組合員と同様に徴収した。また、センター乾燥調整は機械損料を見込まなかった。

しかし、七三年以降各作業とも漸次、機械損料を作業受託料に入れるという考え方に変わってきた。算定基準は、各作業ごとにそれに使用する農機具一式につき、組合が現在保有する農機具の減価償却費合計の八〇%を徴収する、ということである。この八〇%の根拠は、委託農家が農機具の所有権、利用権を持たぬこと、米麦作業の中の米作業でのみの利用に限られていること、からだという(ただし、トラクターについては、修理故障が多いため一〇〇%をかける)。

以上の四費目により構成される各作業別の受託料金は、全体としていかなる推移をたどるのか。同じく第21表によれば、米価に対する各作業別受託料の割合は、七二年から七八年の間に、(1)着実に増加した作業、苗代・植付け七・一%→一〇・二%、センタ(乾燥調整)二・二%→七・六%、(2)微増した作業、トラクター耕起六・六%→七・六%、(3)多少とも減少した作業、刈取り脱穀一・二%→一・七%、とに分けられ、この四作業を加算した受託作業料金総額も、二・八七%→三・七二%、へと全体として増加しているのである。つまり、コンバインの高性能化により機械化の発展した刈取り・脱穀作業を例外として、全般には作業受託料金は米価に比べて漸次割高になりつつある。

次に、七二・七八年の作業受託料金の費目別内訳を米価に対する割合で同様にみると、(1)着実に増加した費目、機械損料三

八%→六・九%、運営連絡費〇%→一・五%、(2)微増した費目、労働費一・七四%→一・八七%、流動費七・五%→八・六%、とに分けられる。ここで注目すべきは、七二・七八年の施設、農機具の高度化が、省力化を進めて、賃金単価の飛躍的向上をもたらしたこと(例えば七二年→七八年の苗代・植付けの作業受託料賃金単価は三〇・〇%以上の上昇をする)、にもかかわらず受託料に占める労働費のシェアは、労働時間短縮を反映して低下したこと(七二年→七八年の四作業受託料合計における労働費総額の年次推移は絶対額で二〇・一%の上昇を示したが、シェアで逆に六・一%→五・〇%へと低下)、である。⁽²⁷⁾

こうした作業受託料金の算出基礎において当組合はいかなる特徴をもつものか、受委託のより一般化している佐賀県小城農協農業機械銀行の算出基礎と、七五年に関して見比べてみよう(第22表)。

まず標準作業料金について、各作業とも当組合の料金がやや高めである。次にその算出基礎であるが、両者間には極端な違いがみられる。小城農協においては、労働時間が短く、労働費が少額である。反面、償却費は高く、資本利子・保険公課も付加されて固定経費は多額になる。また流動費には修理費、燃料費、潤滑油費しか含まれず、少額で済ませられている。他方当組合では、労働時間が極めて多く、従って労働費が作業料金の

第22表 小域農協農業機械銀行の作業料金表とその比較(1975年)

(1) 小域農協農業機械銀行の農作業受委託料金の算出基礎

作業(機械)		耕耘(トラクター)			田植(田植機)		収 穫 (コンバイン)	
機械のサイズ		20PS	28PS	35PS	2 条	4 条	2 条	4 条
標準価格(千円)		1,250	2,057	2,468	229	394	1,168	2,880
負担面積(ha)		9.0	12.8	15.8	3.0	6.0	5.0	10.0
1時間あたり能力(ha)	耕起 整地 代播	0.14 0.20	0.20 0.27	0.23 0.31	0.04	0.08	0.05	0.10
固定 経費 (円)	償却費 ¹⁾	140,625	231,435	277,639	41,220	70,920	210,240	518,400
	資本金利子 ²⁾	48,125	79,202	95,014	8,817	15,169	44,968	110,880
	保険公課 ³⁾	10,000	16,458	19,743	0	0	5,840	14,400
	計	198,750	327,095	372,653	50,037	86,089	261,048	643,680
変 動 経 費 (円)	10a 当たり 固定経費 (内10a 当 たり償却費)	2,208	2,555	2,359	1,668	1,435	5,221	6,437
		(1,563)	1,809	1,757	1,374	1,182	4,205	5,184)
	労働費 { 労働時間	154.3	158.8	179.3	150.0	150.0	200.0	200.0
	金 額 ⁴⁾	69,435	71,460	80,685	60,000	60,000	80,000	80,000
	10a 当たり 労働費	772	558	511	2,000	1,000	1,600	800
	修 理 費 ⁵⁾	62,500	102,860	123,395	5,725	9,850	58,400	144,000
	燃 料 費	18,516	25,408	32,274	11,250	18,750	15,000	16,400
	潤滑油費 ⁶⁾	3,703	5,082	6,455	2,250	3,750	3,000	3,280
	計	84,719	133,350	162,124	19,225	32,350	76,400	163,680
	10a 当たり 流動費	941	1,041	1,026	641	539	1,528	1,637
	10a 当たり 経費(合計)	3,921	4,155	3,896	4,309	2,974	8,348	8,874

注 1. 1) 残存価格10%で定額償却

2) (標準価格+残存価格)÷2×0.07

3) 標準価格×0.008

4) オペレーター賃金 450 円/時間 補助員 350 円/時間

5) 標準価格×0.05

6) 主燃料費×1/5

2. 上記の機械のサイズ・負担面積は下六丁機械組合利用の機械のサイズおよび負担面積とはほぼ似たものを掲げた。下六丁組合の場合、(1) トラクター 35PS 1 台, 27PS 2 台, 22PS 1 台, それ以下 2 台, 平均負担面積 12 ha, (2) 田植機 2 条 12 台負担面積 3 ha, 4 条 3 台負担面積 6 ha, (3) コンバイン 2 条 5 台負担面積 5 ha, 4 条 1 台負担面積 10 ha である。

(2) 10a 当たり標準作業料金および費目内訳

(単位：円)

	小 城 農 協 農業機械銀行	下 六 丁 組 合	費 目 内 訳
耕起・代掻	6,000	10,275	機械損料 2,000 労働費 6,000 流動費 1,775 計 10,275
育苗―田植 (田植)	11,000 (5,000)	12,485	機械損料 1,200 労働費 8,080 流動費 2,705 計 12,485
収穫―脱穀	12,000	15,706	機械損料 2,088 労働費 10,100 流動費 3,518 計 15,706

注：小城農協の標準作業料金は

(1) トラクターの場合

20P S	負担面積	6.0 ha の時	5,372 円
28P S	負担面積	8.5 ha の時	5,855 円
35P S	負担面積	10.5 ha の時	5,443 円

(2) 田植機の場合

2 条	負担面積	2.0 ha の時	5,238 円
-----	------	-----------	---------

(3) コンバイン

2 条	負担面積	2.5 ha の時	14,738 円
4 条	負担面積	7.5 ha の時	11,489 円

が標準作業料に近い機械のサイズと負担面積である。以上と前頁(1)表とを比べれば、下六丁組合の場合機械の負担面積が標準より大きいことが言える(出所：小城農協資料より)。

資料：(1)、(2)は拙稿「佐賀県神埼町下六丁機械利用組合の実態」(土屋圭造編『筑後川水系開発基本調査報告書』、全国農業構造改善協会、昭和51年3月)、144～145頁。

大半を占める。その代わりに機械損料(償却費)は安く、また資本利子は計上されていない。流動費には運営費等が加わって、高めとなっている。この作業受託料金の算出基礎を見る限り、当組合は、農機具の机上の性能とはかけ離れて作業能力が悪く、それを機械損料の低さ(農機具一台当たり負担面積が小城農協の標準作業料金の採用面積より大きいこと、減価償却費を残存価格を基準に計算し、しかもその八〇%でしか受託料金にもり込まないこと、資本利子を計上していないこと等によって低く見積る結

第23表 作業受託，経営受託算出時および実際上の賃金単価

(単位：円)

		1975	1976	1977	1978
作業の算出時 受託料	苗代一植付	400	550	600	600
	トラクター耕起	1,330*	900	1,000	1,000
	刈取一脱穀	500	700	700	700
	センター乾燥調整	500	700	700	700
経営受託料	苗代一植付	500	500	600	600
	トラクター耕起	800	600	800	1,000
	刈取一脱穀	500	500	600	700
	センター乾燥調整	600	500	600	700
	中間作業	600	500	600	600
実際に組 合員へ支 払う時	苗代一植付	300	330	400	400
	トラクター耕起	450	600	700	700
	刈取一脱穀	300	330	400	450
	センター乾燥調整	300	330	400	450
	中間作業	300	500	550	600

注． *印は労働費にトラクター研修費を加えた額である。

果) によって一般の標準作業料金にあわせようとしている、
と言えそう。

次に、第23表は、作業受託料算出、経営受託料算出の際の労働費賃金単価と実際に組合員に支払われる賃金単価とを比較したものである。それによれば、作業受託料算出時の賃金単価が最も高く、経営受託料算出時の賃金単価はそれよりやや低め、そして実際に支払われる賃金単価は作業受託料算出時のその四〇～七〇％程度の低額のものでしかない。そしてこの低額に決められた賃金単価が、共同作業以外への出役および共同作業への出役時間の過不足を清算する際の基準になる。⁽²⁸⁾

ところで、この低めの賃金単価で労働清算をするとき、所定の出役時間より多く実際に出役した者が、本来ならその差引つまり過剰出役時間に作業受託料算出時の賃金単価を掛けた額を、組合員には出役不足者から受け取るはずであったのだが、現実にはそれより四〇～七〇％程度の低額しか受け取れないことになる。それは出役が多く、作業受託、経営受託事業を事実上担っている農家にとっては、自分達の労働が低賃金で調達され、組合の農機具等の更新・拡充資金造りに利用されている、ことを意味する。それが、出役への意欲をそう失させ、作業受託、経営受託事業の拡大を阻んだ最大の

理由であり、前述に「組合内部の受託構造」と表現したものの中味であった。

なお、受託規模をふやさない、という方針だが、それは一九七二年度末の理事会で最初に決議され、翌七三年度末にも理事会・総会で確認され、以降継承された方針であった。にもかかわらず、七三年以降も受託規模は漸増傾向にあったと見て良い。この決議と実態とのずれは、理事会・総会と執行部との方針の違いを反映している。つまり、施設・農機具の更新・整備拡充を図ろうとする執行部としては、その資金稼ぎのために総会・理事会決議に違反しないすれすれの線で(受託事業への出役負担時間をふやさないことだと決議をみなし、省力化で浮いた労力をなお受託事業へ留める)、受託規模の拡大(作業受託から経営受託への転換、経営受託面積の拡大)に努めたのである。

次に、経営受託事業の経営内容の検討に入ろう。第24表によれば、七五年に二〇ハールで開始せられた経営受託は、その後着実に拡大して七八年には三五五ハールに達する。それに対応して、受託者の組合の懐に入る受託粗収入も、一九八万円から三四二万円へと増加する。

経営受託契約は、一戸(委託面積四二ハール)のみが農協を仲介とした正規の文書契約を結んでいるのを例外として、残り

第24表 経営受託事業の規模

項 目	年 度	1975	1976	1977	1978
委 託 農 家 数 (戸)		4	5	5	6
経 営 受 託 面 積 (アール)		208	221	256	355
総 収 量 (俵)		222	222	319	323
粗 収 益 (千円)		3,430	3,534	5,295	5,614
委 託 者 取 分 (%)		1,455	1,484	1,982	2,191
受 託 組 合 取 分 (%)		1,975	2,050	3,314	3,423
1俵当たり基準米価(円)		15,653	16,653	17,318	17,412

注: 経営委託農家数の中に、部落共有田6アールを1戸として含めている。

の委託農家はすべて次の形態によっている。

- (1) 口答契約で、保証人はたてず、組合と委託農家個別との直接交渉である。
- (2) 契約期間は一年で、委託農家の希望によりいつでも返却し、耕作権を主張しない。ただし、返却希望が立毛中の場合は、耕作権は受託者側にある。
- (3) 対外諸関係の責任分担では、土地改良区や農協等の負担金や選挙権、用排水管理費、諸税負担や反別割部落費は委託農家が持ち、米の政府売渡しや農業共済掛金は受託者の組合が持つ。
- (4) 受託者の組

合は、土地改良をしない。また、転貸しをすることもない。(5) 水稻品種の銘柄は組合が決定し、「地代」(以降、経営受託における委託者取分を「地代」と称する)は代金納で、組合から委託者へ支払われる。

ところで、この「地代」は次のように決められている(町役場、農業改良普及所、農協の三者と、他に委託農家代表と受託者代表としての当組合役員とを加えた五者の協議の結果である)。

① 収量を九・五俵として支払固定基準とし、受託者五五%、委託者四五%に配分する。ただし、天災の場合には協議する。なお、受託者、委託者の上記配分割合は、一九七七、七八年には、受託者六〇%、委託者四〇%、へと変更せられた。

② 基準収量九・五俵以上の分に関しては、受託者八〇%、委託者二〇%の割合にて配分する。

③ 圃場は、水利設備のある、形状のまとまった、道路付きで車の使用が可能な田を基準とする。上記条件をみたさぬ田については、能率付加金と称して、水利の場合一・五点まで、圃場の形状と道路の場合各一・三点まで設置して、一点一〇〇〇円の割で委託者から追加徴収する。なお、一九七五～七八年の能率付加金総額の実績は、二万〇九〇〇円、四万一一〇〇円、五万〇一〇〇円、五万

五〇〇〇円、であった。

以上のように、経営受託における特徴は、契約形態では委託者の権利が絶対的優越性をもっていること、だが「地代」決定では受託者の方が相対的優位な立場にある、ということであろう。この一見ちぐはぐな二側面は、当地域の次のような経済情勢を背景としている、と考える。すなわち、

(1) 農地の重要性は、農業機械化の急進展した今日の農業生産においても変わりがないこと、それは例えば前述の作業受託料総額に占める労働費シェアの低下とも関連しよう。

(2) このような土地利用型的水稻作が中心の水田農村で、かつ兼業化がそれ程広まっていない当地域では委託希望より受託希望が多く、受託者は経営受託(あるいは作業受託を含めて)によって專業的に農業経営の拡大を図れる見通しは全くないのである。

これら(1)、(2)の事情が、経営受委託契約における委託者の絶対的優越を支える経済的背景にあるのである。

(3) だが、他方兼業の深化が、少数とはいえ家族労力によっては農業維持の困難な兼業農家群を生み出していることも事実である。そうした委託農家と受託者との交渉において、「地代」に関して受託者側が強い立場にたつことは当然であろう。

(4) 更に、当地域の受託者グループの中で、当組合は受託競

争力に優れている。それは例えば、組合へ委託希望(もともと作業委託だが)の農家が現実にはかなりいて、組合はそれを断わっていたことにもうかがえる。この委託希望の多さの理由について、企画②はこう答える。組合へ委託すると、耕作権などのいざこざがないという思惑が委託農家に確かに働いているようだ、と。また、別の一因として、当組合の委託農家へのサービスの良さがある。近隣村のある農家は語る(七五年時点)。あそこ(下六丁)は大勢でやってきて、一挙に作業を終えてしまふので、われわれ個別農家の受託者ではとてもたちうち出来ない、と。逆に、このことは組合員の次のような不満の言葉からも類推される(七九年時点)。組合へ委託に出してくるのは大抵悪い田ばかりです。そこへ大勢の人間で出かけて行って、委託者の希望通りに手植えをしたり、バインダー刈りをする。全く能率が悪く、個人ではとてもやってられないようなことをしているのです、と。

これら(3)、(4)の事情が、「地代」決定において受託者を相対的に優位な立場にたたせる経済的背景である。土地所有権にもとづく委託者の絶対的優越という大枠の中で、個別的には受託者の相対的優位、それが当地域の経営受託市場の状況なのである。

次に、当組合における経営受託費用の考え方に言及しよう。

経営受託の生産費算出において、当組合は費目として、労働費、固定費、流動費、運営費、資材費、の五つを掲げる。このうち、固定費とは、施設・農機具の減価償却費のことで、作業受託における機械損料と同じである。ここで使用される流動費は組合作業における流動費とは、理念上は運営費を含まない点で違っている。運営費は第15表の運営費と同じである。これに対して、労働費と資材費は作業受託とは異質な費目である。労働費とは、労働時間に賃金単価を掛けて算出するものである。ただし現実には組合は経営受託部門の作業も他部門と同様に共同出役による相殺勘算で処理をし、ただ中間作業(春秋の共同作業期間には含まれた時期の作業)のみを実費支払いにする。資材費とは、「流動費」に含まれる物材費を除く残りの物材費で、肥料代、農薬代、農機具借上料、燃料代、等である。資材費は全額が経営受託収入の中から支払われる。以上によって、組合は経営受託収入から中間作業労費と資材費とを実費払いする外の残り全額を施設・農機具更新費等に振り向けることが出来るのである。第25表は、経営受託部門での当組合特有の費目を修正し、農林水産省米生産費の形態へ変換したものである。そして、それは直接的には経営受託部門の、ひいては組合員内米作部門の米生産費についての客観的水準を示すものである。佐賀県農家平均(以下佐賀平均と略す)との比較において、その特徴をみて

いこう。

まず、一〇アール当たり収量は、七五〇七八年について、一〇・七俵、一〇・〇俵、一二・五俵、九・一俵となり、佐賀平均と比べて（七五〇七八年の比較、比較年次は以降も同様）、一〇・八%、一一・八%、一三・〇%、と高めである。これとの対比で、当組合員米作収量を七五〇七八年について列記すれば、一・二俵、九・八俵、一一・八俵、一〇・二俵である。経営受託の米作収量は、組合員米作と比べてみると、同水準ないしはやや低い、と言えようか。

第二に、生産費についてである。費用合計から労働費と役員手当を差し引いた残額（換言すると、流動費と固定資本償却費との計）は、七五〇七八年の組合において、三万七千円、三万八千円、四万七千円、四万五千円となり、それは佐賀平均の七九%、七五%、八六%にあたる。組合は安い費用で済ませていることになる。その原因を費目別にみると、組合の場合一般管理費という佐賀平均にはない余分の費用がかかるが、逆に賃借料が二〇〜三〇%程度と格段に少ないこと、農機具・施設償却費も平均六五%程度で済んでいること、に依る。組合への組織化が、固定資本の過剰投資を抑え、作業等の外部依存を縮小させたことが、費用節減に繋がったわけである。

労働費は、労働時間と賃金単価との積である。労働時間は組

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（中）

合の場合、七八・二時間、六二・七時間、六六・〇時間、六八・七時間で、七五年をのぞくとあとは佐賀平均よりやや少なめといったところである。従って労働費の相違は、主として賃金単価の差によってもたらされる。そこで時間当たり平均賃金単価の年次推移だが、組合の場合六〇・二円、五三・三元、六五・三元、七四・四円、である。これは農業臨時雇賃金にもとづく佐賀平均の場合の、三九・〇円、五八・六円、六五・七円と比べると相当に違った推移をした、ということになる。賃金単価の決め方は、注（28）にも語られているように組合の場合農業臨時雇賃金に必ずしもとづいているわけではなく、様々な要因が現実には働いたためであろう。結果として組合の労働費と佐賀平均のそれとの比率は、一六・六%、八三%、九八%となって変動が大きく、一定傾向は見出せない。

地代は、実際支払った地代（委託者取分としての「地代」と借地料との合計）を内容とする組合と、「自作地見積地代」として算出される佐賀平均とは、性格も金額も非常に違っている。四〜五万円の差で組合の地代が高い。そして、この地代によって、費用合計としては概して低めであった組合の第二次生産費が、逆に佐賀平均より六〇〜二五%割高となる。

第三として、生産性の分析である。一〇アール当たり農業所得の年次推移は、組合の場合一二万八千円、一二万二千元、一

生産費（一般費目による）

（単位：円）

	佐 賀 平 均		
	1975	1976	1977
粗 収 益	158,797	147,413	175,869
平 均 収 量（俵）	9.9	8.5	9.6
労 働 時 間（時間）	74.8	71.3	69.2
（うち家族）	(71.7)	(69.5)	(67.2)
肥 料 費	7,276	7,596	7,914
農 業 薬 剤 費	8,107	8,929	9,838
光 熱 力 費	1,988	2,225	2,157
そ の 他 の 諸 材 料 費	1,410	1,354	1,530
賃 借 料 お よ び 料 金	4,214	4,562	5,479
建物および土地改良設備費、農具費	20,130	22,185	23,308
うち {償却費、修理費}	18,328	20,548	20,635
種 苗 費	1,802	1,637	2,673
土 地 改 良 お よ び 水 利 費	1,403	1,577	1,538
労 働 費	1,953	2,334	2,592
（うち家族）	29,160	41,816	45,464
費 用 合 計	(27,921)	(40,995)	(44,408)
第 一 次 生 産 費	75,641	92,578	99,820
資 本 利 子 代	69,439	82,955	91,261
地 代	4,804	5,513	5,271
	26,401	25,574	27,088
第 二 次 生 産 費	100,644	114,042	123,620
10アール当たり農業所得	111,077	95,830	120,457
10アール当たり家族労働報酬	79,872	64,743	88,293
1日当たり農業所得	11,880	10,752	13,926
1日当たり家族労働報酬	8,912	7,452	10,511
粗 収 益 中 の 労 働 費（%）	18	28	26

ル当たり減価償却費を採用。

て、農業臨時雇賃金単価による佐賀平均米生産費の労働費とは、算出基礎が異なる家のような家族と雇用との内訳区分がない。

記入していない。

した。ただし、組合の場合、（流動資本＋労働資本）とは費用合計から農機具・

ル当たり投下資本額を指す。

苗代およびセンター敷地を組合が組合員から借地して支払う料金、委託者取分と

め、佐賀平均のいわゆる米生産費の地代とは算出方法が異なることに注意。

資本利子・地代。

費と農業薬剤費とにまたがって分類した。

苗費」と「土地改良および水利費」である。ただし、「種苗費」は組合の場合「そ

含められている。

産費は佐賀県農業改良普及所神埼支所資料による。

第25表 経営受託事業の

(1) 10アール当たり米生産費

				下六丁機械利用組合			
				1975	1976	1977	1978
粗平	均	収	益	164,885	159,897	206,841	158,319
委託者	収	取	(依)	10.7	10.0	12.5	9.1
労働	取	取	分	69,942	67,142	77,403	61,777
業	時	間	(時間)	94,944	92,755	129,438	96,543
の	料	費		78.2	62.7	66.0	68.7
機	薬	費		6,175	7,165	7,683	14,518 ⁹⁾
具	動	費		9,490	7,495	8,102	
施	諸	費		2,763	2,629	3,385	2,593
設	材	費		3,672	4,079	5,381	3,354
費 ¹⁾	料	費		883	1,390	1,815	407
修 ²⁾	理	費		10,970	12,535	17,876	22,018
理	費	費		9,772	11,488	15,120	17,950
手	費	費		1,198	1,047	2,765	4,068
合	費	費		2,013	2,015	1,671	1,440
生	除	費		965	883	922	947
利	費 ³⁾	費		47,098	33,396	43,065	49,027
子 ⁴⁾	計	費		1,171	1,227	1,556	1,650
代 ⁵⁾	費 ³⁾	費		85,200	72,814	91,492	95,954
借	地	料		3,799	3,695	4,543	4,644
地	者	取		70,269	67,558	77,830	62,248
分	取	分		327	416	427	471
費	費	費		69,942	67,142	77,403	61,777
第	費	費		159,268	144,067	173,865	162,846
10アール当たり農業所得 ⁶⁾				127,954	121,706	159,970	113,042
10アール当たり家族労働報酬 ⁷⁾				53,886	50,453	76,041	44,500
1日当たり農業所得				13,090	15,529	19,390	13,164
1日当たり家族労働報酬				5,513	6,437	9,217	5,182
粗収益中の	委託者取分	(%)		42	42	37	39
労働費 ⁸⁾	(%)	(%)		29	22	21	32

- 注 1. 1) 償却費は経営受託料算出時の固定費ではなく、第16表による10アール当たり農業所得に算入する。また、組合の場合労働はすべて組合員出役により、農
2) 労働費は経営受託料算出時の賃金単価により評価計算したもの。従
3) 第一次生産費は下六丁機械利用組合の場合、副産物価額が不明のため
4) 資本利子は、(流動資本+労働資本)×0.02+固定資本×0.04で算出
5) 施設費の償却費のみを差し引いたもの。固定資本とは第16表の10アール
6) 地代は組合の場合、借地料と委託者取分の合計とした。借地料とは、
7) 委託者への配分額で、本文で「地代」と同内容のものである。このた
8) 10アール当たり農業所得=粗収益-(費用合計-家族労働費)
9) 10アール当たり家族労働報酬=粗収益-(費用合計-家族労働費)-
組合の労働費には役員手当をも加えている。
78年の「資材費」14,518円は費目に分解できなかったので一応肥料
2. 米生産費の費目で、組合と佐賀平均との違う点は次の通り。
組合にのみある費目は「一般管理費」と「保険」、組合にない費目は「種
の他の諸材料費」に含められており、また水利費の一部も各費目に分散して
出所：組合は組合帳簿、佐賀平均は農林水産省の米生産費調査、促成イネ生

(2) 10アール当たり促成イチゴ（春の香）生産費
（単位：円）

					佐 賀 県
					1977
粗 収	平 均	単 収	労 働 時 間	益 量 (kg)	2,377,577
					2,500
					951
					1,870
肥 料	農 薬	光 熱	諸 材	流 通	建 物
土 地	農 具	種 苗	土 地	改 良	水 利
費 費	費 費	費 費	費 費	費 費	費 費
46,155	77,871	56,010	51,928	416,637	16,451
					347,360
					185,931
					18,000
					2,400
					1,103,300
					2,322,043
					32,084
					23,450
第 二 次 生 産 費					2,377,577
10アール当たり農業所得					1,158,834
10アール当たり家族労働報酬					1,103,300
1日当たり農業所得					4,958
1日当たり家族労働報酬					4,720

六万円、一万三千円となつて、佐賀平均のそれより三三・一五%高い水準にある。それを一日（八時間）当たり農業所得に換算してみると、一万三千円、一万六千円、一万九千円、一万三千円という推移で、各々佐賀平均の一日当たり農業所得の一〇%、一四四%、一三九%にあたる。概して土地生産性も労働生産性も佐賀平均より四〇〜一〇%ていど当組合の方が高い水準にあるわけである。だが、地代と資本利子とを農業所得

れには及ばないこと、だがそれは農業臨時雇賃金、農外臨時日雇賃金よりも高いのである。⁽²⁹⁾
なお、粗収益中に占める委託者取分および労働費の割合は、前者が四〇%前後、後者が二〇〜三〇%で、年次による増減傾向は読みとれない。施設・農機具の高度化は労働費シェアの拡大に繋がらないという点は、作業受託料の検討に際して指摘したが、経営受託における生産費分析でも確認できるようである。

から差し引いた家族労働報酬になると両者の関係は逆転する。一日当たり家族労働報酬の年次推移は、組合の場合五・五千元、六・四千元、九・二千元、五・二千元で、それは佐賀平均の六二%、八六%、八八%にあたる。高生産性の米生産を営む経営受託事業においても、「地代」を支払えば手元に残る家族労働報酬は、佐賀平均の自作農家のそ

第四として、組合の米生産の生産性と促成イチゴ栽培のそれ

とを比較しておこう。というのは、当部落の農家半数（上中層農家）は七三、七四年以降促成イチゴ栽培を手がけ、それが米作業、特に作業・経営受託事業と競合するからである。第24表(2)によれば、促成イチゴ栽培は一〇アール当たり粗収益二二万八千円、投下労働一八七〇時間と極めて労働集約的なことが分る。一日当たり農業所得に換算して四九五八円、一日当たり家族労働報酬にすると四七二〇円になる。それを同年次（七七年）の米作経営受託と比べると、一日当たり農業所得は二六％、一日当たり家族労働報酬にしても五一％にしかない。この年の経営受託事業が特に好調であったことを考慮しても、なおかつ促成イチゴ栽培は経営受託事業より一日当たり所得、労働報酬においてかなり低い水準にしかないのである。

ところが一〇アール当たり農業所得では一五万九千円、一〇アール当たり家族労働報酬でも一〇万三千円になる。それは経営受託事業に比べて一〇アール当たり農業所得で七・二倍、一〇アール当たり家族労働報酬では一四・五倍の大きさである。言い換えれば、促成イチゴ一〇アール当たりの家族労働報酬を得るためには、農家は一四五アールの経営受託面積を請負わねばならない。経営受託事業は促成イチゴ栽培と比べて、労働生産性は高いが、土地生産性のきわめて低い部門と言えるであらう。

《ノート》 部落ぐるみ生産組織の構造と展開（中）

う。

以上を小括すれば、作業・経営受託部門もまた運営の基本にあるのは部落ぐるみ組織の原理であった。受託部門の経営にあつて基本に据えられるのは、資本ではなく（個別農家の出役による）労働であった。そして、生産費の推移において注目すべきは、一方における物材費と労賃単価の上昇、他方における労働時間の短縮、という正反の二つの趨勢であり、両者が互いに相殺しあい粗収益に占める地代シェアが一定水準を維持していることであらう。

ところで、経営受託部門の米生産費をみると、当組合の生産力は、やや低費用とやや高反収とが相俟つて、概して高い農業所得をもたらしている。それ故「地代」を支払つて後なお受託者に残る時間当たり家族労働報酬をみると、それは農業臨時雇賃金、農外臨時日雇賃金よりも高いし、促成イチゴのそれより一段と高い。つまり、労働生産性からいって、経営受託はきわめて有利な仕事だと言える。だが労働集約的な促成イチゴの場合、家族労働報酬は時間当たり単価は低くても、総額は大きい（就労時間が多いので）。従つて、ある個別農家の経営選択を想定した場合、十分に経営受託の面積が獲得され、保有労働力の燃焼が可能ならば、経営受託を志向するだろう。だが、そうした条件にない場合には、保有労働力の燃焼、家族労働報酬総

額の増大をねらって、労働生産性は低くとも促成イチゴを志向するだろう。

兼業化が進んだとはいえ、当地域では未だ専業農家も多い純農村である。経営受委託市場も未だ受託希望者の多い、いわゆる貸手市場で、農地の希少性は従前と変わりが無い。個別農家が促成イチゴを志向したのも、そうした状況の必然的結果であるろう。

組合の作業・経営受託は、そうした狭き受委託市場において、比較的有利な立場にたてた。耕作権の心配がない、委託者サービスが良い等の事情から組合への委託希望が多かったからである。だが、組合内の個別農家にとっては、促成イチゴでの自家の労働報酬拡大が第一であり、自家の収入に直接には繋がらない組合受託事業への出役は出来れば避けたい。これが当組合の受託規模拡大が抑えられた原因であったのである。

注(27) 大型機械化による省力化が、稲作所得から家族労賃部分を差し引いた稲作余剰(地代および経営者余剰相当分)をふくれあがらせることについては、既に今村奈良臣氏の指摘がある。今村氏はこれを愛知県における技術信託から請負耕作への転換をもたす受託側の事情として掲げている(今村奈良臣「農業生産組織の現代的意義」、農政調査委員会国内調査部編『成長メ

カニズムと農業』、一九七〇年、所収)。

同様のことを、実態調査を通じて、生源寺真一「機械化組合を軸として進む地域農業再編成——群馬県前橋市木瀬地区——」(沢辺恵外雄・木下幸編『地域複合農業の構造と展開』第三章第一節、農林統計協会、一九七九年、所収)も指摘する。

(28) 組合員向けの低労賃を決める基準について、企画②は次のように説明する。

当初は農協中央会の指導に準じて、農繁期の自家労賃の七〇%ということで決定した。その後は米価の上昇率にスライドさせ労賃を上げていったが、米価上昇がなくなつて以降は農外臨時雇賃金を基準とするようになった。

(29) 全国農業会議所調査による佐賀県・男一日当たり労賃は、一九七五～七八年について、(1)農業臨時雇田植え労賃の場合、三六三八円、四二〇八円、四四八九円、四七七一元、(2)農村から通勤の他産業臨時雇労賃(ただし、三〇歳前後、四～六月)の場合、三二二三円、三四八九円、三七四五円、四〇五五円、である。

3 麦作部門

麦作は、組合直営事業として営まれた。第26表は、組合の麦生産費実績と佐賀県農家平均のそれとを整理したものである。それによれば、当組合の麦一〇アール当たり収量は豊作年には

第 26 表 ビール麦生産費 (10アール当たり)

(1) 下六丁機械利用組合

(単位: 円)

	1971	1972	1973	1974	1975
種肥農 業 その 他 光 賃 雑 保 勞					
苗料 業 の 他 の 諸 材 料 費 金		1,722	863	2,544	0
肥料 業 の 他 の 諸 材 料 費 金	5,594	2,893	3,329		5,121
その他 の 諸 材 料 費 金		1,337	92	8,871	819
光賃 賃 賃 賃 賃 賃		0	1,227		0
賃 賃 賃 賃 賃 賃		0	1,067		1,949
賃 賃 賃 賃 賃 賃	367	192	750	446	44
賃 賃 賃 賃 賃 賃		0	784	267	770
賃 賃 賃 賃 賃 賃	657	893	1,040	1,336	1,336
賃 賃 賃 賃 賃 賃	7,284	5,013	6,016	5,560	5,025
賃 賃 賃 賃 賃 賃	13,902	11,157	15,021	18,728	15,064
賃 賃 賃 賃 賃 賃	141	141	141	141	176
賃 賃 賃 賃 賃 賃	1,134	1,227	1,391	1,452	1,779
賃 賃 賃 賃 賃 賃	15,177	12,525	16,553	20,321	17,019
賃 賃 賃 賃 賃 賃	168	665	75	3,371	169
賃 賃 賃 賃 賃 賃	15,009	11,860	16,478	16,950	16,850
賃 賃 賃 賃 賃 賃	738	650	713	791	759
賃 賃 賃 賃 賃 賃	2,800	2,800	3,000	3,000	3,500
賃 賃 賃 賃 賃 賃	18,547	15,310	20,191	20,741	21,109
投下労働時間 ^① (時間)	26.2	20.8	25.4	18.4	13.6
固定資本 ^② (円)	11,506	10,671	10,327	10,396	11,451
玄麦収量(収)		1.1	4.4	1.0	1.1
麦・屑 共 資 利 補 粗					
麦・屑 共 資 利 補 粗	9,033	4,298	30,201	5,293	6,845
麦・屑 共 資 利 補 粗	356	7,891	2,626	5,570	11,324
麦・屑 共 資 利 補 粗	168	665	75	3,371	169
麦・屑 共 資 利 補 粗	103	151	0	0	0
麦・屑 共 資 利 補 粗	0	64	0	1,714	11,997
麦・屑 共 資 利 補 粗	9,660	13,069	32,902	15,948	30,335
利 所 家 族 1 日 当 面 作					
利 所 家 族 1 日 当 面 作	△9,055	△2,906	12,636	△8,164	9,057
利 所 家 族 1 日 当 面 作	1,767	5,557	22,365	1,187	18,341
利 所 家 族 1 日 当 面 作	1,767	2,107	18,652	△2,604	14,082
利 所 家 族 1 日 当 面 作	540	810	5,875	△1,132	8,284
利 所 家 族 1 日 当 面 作	2,783	649	1,904	850	1,026

注 1. 麦は大半がビール麦だが、一部小麦その他が混じる。

2. 70年および76年生産費・収益は資料不備のため欠如する。

3. 1) 費用合計Ⅰと地代とが組合にかかった実費である。償却費と資本利子は実費でなく、机上で計上したものである。

2) 償却費は組合の考え方に準じて米作の償却費の20%と見積った。

3) 副産物価額は、粗収益の内訳の一費目「資材払下げ等」を充当する。

4) 資本利子は、費用合計Ⅰ×0.02+米作の投下固定資本額×0.2×0.04で算出する。

5) 地代は組合規定の額で実際に地主へ支払うものであり、麦生産費の見積り地代と性格を異にする。

6) 投下労働時間の中には麦作のためのトラクター耕起が除かれている。

7) 固定資本は、米作における投下固定資本額の20%と見積った。

8) 利潤=粗収益-副産物価額-第二次生産費

所得=利潤+資本利子+地代+労働費

家族労働報酬=粗収益-費用合計Ⅱ+労働費

(2) 佐賀県農家平均

(単位:円)

	1971	1972	1973	1974	1975
種 苗 費	490	579	806	868	1,372
肥 料 費	2,509	3,013	3,157	2,991	4,930
農 業 薬 剤 費	49	117	185	299	338
光 熱 動 力 費	670	532	564	903	1,445
そ の 他 の 諸 材 料 費	382	298	411	708	371
土 地 改 良 お よ び 水 利 費	208	167	136	206	109
賃 借 料 お よ び 料 金	586	211	79	506	80
建 物 お よ び 土 地 改 良 設 備 費	464	569	493	667	638
うち {償却費	464	569	492	638	638
修繕費	0	0	1	29	0
農 具 費	2,979	3,522	4,921	5,410	7,148
うち {償却費	2,861	3,492	4,777	5,094	6,991
修繕および購入補充	118	30	144	316	157
労 働 費	5,390	4,733	5,860	7,098	7,294
費 用 合 計	13,727	13,741	16,612	19,656	23,725
副 産 物 価 額	95	203	284	160	68
第 一 次 生 産 費	13,632	13,538	16,328	19,496	23,657
資 本 利 子	1,040	1,132	1,287	1,294	1,865
地 代	1,794	1,947	1,588	5,100	3,733
第 二 次 生 産 費	16,466	16,617	19,203	25,890	29,255
実 勢 地 代	5,521	9,800	13,955	21,294	21,798
投 下 労 働 時 間 (時間)	22.9	21.3	22.9	22.0	19.3
投 下 固 定 資 本 額	20,799	24,449	26,495	25,382	38,576
玄 麦 収 量 (kg)	460	306	180	353	240
粗 収 益	26,563	18,401	12,476	32,053	24,251
利 潤	10,002	1,581	△7,011	6,003	△5,072
所 得	17,274	9,437	1,724	19,446	7,789
家 族 労 働 報 酬	14,440	6,314	△1,151	13,052	2,191
1日当たり家族労働報酬	6,145	2,371	△400	4,790	913

資料:農林水産省の麦類の生産費調査による。

四畝を越えても、通常は一俵程度で、きわめて低水準にある。作付面積は、二七八三〇アールの範囲で年ごとに大幅に変動する。その年の作付面積は播種期の天候をにらみながら組合が決めるのだが、排水の悪い当該圃場にあつては、その天候が決め手となる。作付圃場は、組合員経営耕地の中での最適地が選ばれ、期間借地される。投下労働時間は七一〇七五年について、二六、二一、二五、一八、一四時間となつて、上下変動の幅は大きいが短縮されてきていること、収量の良い年の投下労働時間は多いことが見出せる。佐賀平均と比べると七一〇七三年はやや多め、七四〇七五年はやや少なめといったところが、収量自体佐賀平均より格段と低いことを考慮に入れば、組合の投下労働時間は相対的には多いと言ふべきであらう。

生産費について、費用合計Ⅰ（流動資本と労働費との計）を佐賀平均と比較すると、五年平均で二一％となり、概して組合の方が割高となつてゐる。ただ組合の場合、施設・農機具償却費を非常に低く見積つたために、第二次生産費は佐賀平均よりやや安くて済ませられる。

粗収益では、共済金および七五年度以降の補助金の大きさが目につく。それにより、収量変動は粗収益では緩和される。とはいへなお一〇アール当たりの利潤、所得、家族労働報酬は、年次の収量変動を反映して大きく上下する。それを一日当たり

家族労働報酬で見直すと、七一〇七五年の推移は、五四〇円、八一〇円、五八七五円、マイナス一三二円、八二八四円、となる。高収量時には米作を上回る高い労働報酬をもたらすが、低収量になると労賃も入らぬ赤字に落ちこむこと、また七五年以降の補助金は低収量時でもなお高収量に匹敵する労働報酬を保障するようになってきたこと（七五年度産麦作は一〇アール当たり一・一畝の低収量であつたにもかかわらず、一日当たり家族労働報酬は八二八四円と米作のそれを上回つた）をそれは示している。収量の不安定さとそれに伴う所得、労働報酬の変動幅の大きさ——それが麦作直営経営の特徴であつたといえよう。

ところで、この組合直営麦作事業は、七七年に個別農家へ分解してしまふ。麦作直営による収益金が施設・農機具償却費へ充当されるという分配システムが、麦作業を担つた組合員の出役意欲を減退させた結果、組合員としては麦作運営のための労働力調達が困難になつてしまつたこと、他方補助金、奨励金により麦作にも安定した収益を期待できるようになり、個別農家としても麦作を個別でやつても採算がとれ魅力が出てきたことがその原因であつた。従つて七七年以降の麦作については、経営主体は個々の農家にまかされ、組合は組合員農家に単に組合有施設・農機具の利用を料金を課して認めるというだけになつ

第 27 表 損益計算書および貸借対照表 (1978 年度)

(I) 損益計算書

(イ) 一般会計

(単位: 円)

支			払	収		入
項	目 ¹⁾		金 額	項	目	金 額
光	熱	費	1,093,424	前	年	繰
資	材	費	1,562,360	前	期	流
消	耗	備	244,800	後	期	流
修	理	品	2,267,411	灌	水	費
借	地	上	472,863	特	別	会
労	働	料	1,803,725	利	計	繰
研	修	費	174,000			入
事	務	費	72,723	(計算ミスの差額) ²⁾		93,151
会	議	費	26,850			
運	営	費	855,856			
保	険	料	423,270			
賦	課	金	32,600			
雑		費	378,850			
灌	水	費	243,475			
合	計		9,652,207	合	計	9,652,207

注. 1) 項目名は組合で使用している費目そのままを記載したため、第 12 表と各費目の金額があわないものもあるが、それは費目への振り分け方の違いのためであり、両者の数字は内実には完全に照合できる。なお、組合の支払欄には、この外に農協引落し金額と現金扱い金額との区分があるが、本表では省略した。

2) 支払金額は転記計算ミスのため収入金額と一致しない。原表では支払金額が 9,014,906 円しかなく剰余金が 104,957 円生じることになっている。

た。

4 施設・農機具更新

一九七六年以降組合は、損益計算書と貸借対照表を作成するようになった。きっかけは税務署が組合へ課税しようとしたためである。課税の件は、普及所、町役場等の陳情で沙汰やみとなったが、以降組合は課税に対する対策としてあるいは組合収支が客観的にみてどのような状況にあるかを知らたいという組合内部の要請もあって、それを作成するようになった。作成にあたっては、企画②が農業改良普及所の助言を受けつつ自己流に行った。

第 27 表は、②が作成した七八年度損益計算書、貸借対照表をそのまま掲載したものである。本表の基本的枠組みを全体とし

(ロ) 特別会計

(単位：円)

費用の部		収益の部	
項目	金額	項目	金額
溶接機	45,000	繰越現金	15,398
改良資金	410,000	前年度未収金	51,700
近代化資金	50,000	ライスグレーダー補助	39,000
研修費 2 回分	390,200	生産組織育成補助	559,000
コンバイン・田植機	4,761,542	苗代	689,250
31PSトラクター未払分	1,781,000	利子	16,689
中古コンバイン 2 台分	40,000	サンブル米代	85,000
バインダー 2 台分	712,000	受託田振込金 ¹⁾	2,859,498
センター補修工事	132,600	員外利用料 ¹⁾	5,042,625
一般会計へ助成	394,062	麦固定費 ²⁾	129,050
受託、麦、トラクター	1,094,905	麦資材立替分	308,410
立替資材金		種籾立替振込金	334,663
計	9,811,309		
剰余金	318,974		
合計	10,130,283	合計	10,130,283

注. 1) 受託田とは経営受託、員外利用料とは作業受託料を指す。

2) 麦固定費とは、個別経営が麦作をするにあたって使用する組合有施設・農機具の利用料である。組合直営で麦作をやっていた時は、受託田と同様に費用として資材金、収益として麦作粗収入が記載されていた。

て捉えることによって、当組合の経営組織としての特徴を再整理しよう。

まず、損益計算書は「一般会計」と「特別会計」とに細分されている。一般会計において「支払」には米作の費用（流動費）が記載される。ただし、この費用は、共同施設・農機具による共同利用に際しかかる流動費が主な中味で、本田に投入する肥料、農薬等大部分は個別農家の負担として、ここには計上されてこない。また、労働は、共同作業は原則として一定基準での割当て出役によりまかなわれるので、オペレーター労働、時間外作業、経営受託の中間作業だけしか計上されない。地代も、個別経営が前提で単に施設・農機具の共同利用組織にすぎない組合運営のあり方からいって、当然計上されない（苗代と施設敷地、外に麦作直営をしていた時には麦作借入地についての借地料があった）。

他方「収入」には、実際にかかった流動費を、経営耕地反別割で組合員から徴収した金額が繰り入れられている。

(Ⅱ) 貸借対照表

(イ) 流動資産

(単位：円)

(流動) 資産		負債資本	
科目	金額	科目	金額
貯金	2,172,557	借入金	820,000
現金	6,028	繰越資本金	1,365,472
立替金	106,220	(運営資金)	
未収金	139,458	当期剰余金	423,931
資材残金	185,140	合計	2,609,403
合計	2,609,403		

(ロ) 固定資産

科目	金額	科目	金額
既存建物機械	18,772,284	大農機資本金	18,772,284
当期導入機	2,533,000	導入準備金	2,533,000
合計	21,305,284	合計	21,305,284

従って「支払」と「収入」とは普通は等しくなるはずで、そこに純利益が生ずる可能性は論理上ない。組合は、ただ共同施設・農機具の共同利用に直接かかる物材費のみを主として扱うのであり、その大部分の物材費(肥料、農薬代等)や労働費(見積り)および経営耕地等は個別農家の管轄である。それ故に、経営耕地の収穫物は個別農家へ帰属するのであり、危険負担もまた同様である。個別農家が基本であり、組合は、機械作業で部分的に共同利用をするという側面だけでの補完的組織にすぎない——それが当組合の基本的枠組みといえよう。

特別会計は、組合の再生産方式に関する収支である。「費用の部」には、施設・農機具の購入代、改良資金・近代化資金の返済、経営・麦作に要した資材費・労働費があがってくる。また七八年度は少額だが、一般会計への補てんもなされている。「収益の部」には、作業受託料、経営受託料、麦作収入(麦作の組合直営がやめられて以降は、単に農機具利用料に変わる)、補助金、余剰苗販売等の雑収入、が掲げられる。

そして、左右の費用欄と収益欄とを比較すると、次のことが明瞭になる(七八年度の場合、経営受託とその他費用がこみにされているので不明瞭だが、他の年度の場合は、経営受託、麦作とが分離され書かれていて明瞭である)。作業受託料は、流動費等の実費全額を組合員が経営耕地反別割でかぶるところか

第28表 経営受託部門の収益性

(イ) 総資本利益率算出の公式

$$\text{総資本利益率} = \frac{\text{純利益}}{\text{総資本(当期平均)}} \dots\dots\dots(1)$$

$$\begin{aligned} \text{必要総資本利益率} &= \frac{\text{必要利潤}}{\text{総資本(当期平均)}} = \frac{\text{自己資本(当期平均)}}{\text{自己資本(当期平均)}} \\ &\times \frac{\text{自己資本(当期平均)}}{\text{総資本(当期平均)}} + \frac{\text{危険料}}{\text{総資本(当期平均)}} \dots\dots\dots(2) \end{aligned}$$

また総資本利益率は次のように分解できる。

$$\begin{aligned} \text{総資本利益率} &= \frac{\text{純利益}}{\text{総資本(当期平均)}} \\ &= \frac{\text{純利益}}{\text{売上高}} \times \frac{\text{売上高}}{\text{総資本(当期平均)}} \dots\dots\dots(3) \\ &\quad \parallel \qquad \qquad \parallel \\ &\quad \{ \text{売上高純利益率} \} \quad \{ \text{総資本回転率} \} \end{aligned}$$

注. 総資本……貸借対照表上の負債および資本合計（それは流動資産と固定資産の合計に等しい）。なお、当期平均とは期首総資本と期末総資本とを足して、2で割ったものである。

純利益……売上高からあらゆる費用を差し引いた残り。ここでは粗収益を売上高とみなし

純利益＝粗収益－（第2次生産費－資本利子）

とした。ただし、各用語は第25表に準じる。

(ロ) 当組合の総資本 (単位：千円、アール)

	1976	1977	1978
流動資産計	5,125	2,712	2,609
固定資産計 ¹⁾	29,552	36,099	36,931
資産合計	34,677	38,811	39,540
刈取面積	5,512	5,570	5,341

(ニ) 経営受託部門の基礎
数値と基礎指標 (10
アール当たり)

(単位：千円、%)

	1977	1978
総資本	663.0	718.6
売上高(粗収益)	206.8	158.3
第2次生産費	173.9	162.8
資本利子	4.5	4.6
純利益	37.5	0.1
総資本利益率	56.6	0.2
売上高利益率	18.1	0.1
総資本回転率	312.0	220.2
必要資本利益率 ²⁾	12.6	12.7

(ハ) 当組合の借入資本²⁾ (単位：円、%)

	1976	1977	1978
近代化・改良資金	410,000	462,500	460,000
設立時農協資金	13,091,340	11,415,284	9,739,228
10アール当たり 合計 ³⁾	28,187	24,797	21,292
10アール当たり 年度平均		26,492	23,045
10アール当たり 借入資本率 ⁴⁾		4.0	3.2

- 注. 1) 固定資産計について当組合の貸借対照表はきわめて低く見積っている。それは1970、71年設立時の施設等を除外し、また農機具も一部しか見積り対象にしていないからである。それ故、本表の固定資産計は筆者集計の第16表の残存固定資本総額をそれとみなす。
- 2) 借入資本は、調査による確認をしていないので、損益計算書に出てくる近代化・改良資金返済額と、第16表の原表における設立時の施設等農協有のものの残存固定資本額の合計をそれと見なした。なお、1978年度末の農協有の固定資本残額は869万円で、本表の数値は12%位高めである。
- 3) 「10アール当たり合計」は上記2者の合計を4,790アールで割り算出した。
- 4) 「10アール当たり借入資本率」は「10アール当たり年度平均」借入資本を10アール当たり年度平均資産合計で割り算出する。
- 5) 必要資本利益率算出にあたって

$$\text{利率} = \frac{\text{自己資本利子}}{\text{自己資本(当期平均)}} = 10.0\%$$

$$\text{自己資本比率} = 100 - \text{「10アール当たり借入資本率」} \{(\text{ハ})\text{参照}\}$$

$$\text{危険率} = \frac{\text{危険料}}{\text{総資本(当期平均)}} = 3.0\%$$

とした。

(参考文献：国弘員人『経営分析』，ダイヤモンド社，1971)

ら、粗収入全額が組合の収益に繰り入れられる。経営受託料は、粗収入から流動費、資材費と中間作業労働費等を差し引いた残余が組合の収益になる。麦作収入は粗収入から流動費、資材費と借地料等を差し引いた残余が組合の収益になる。かくて、この方式によれば、組合は再生産（施設・農機具の更新）のために、組合員から現金調達をする必要が全くない、ことになる。言い換えれば、組合員は作業受託、経営受託、麦作、に余分に出演することで、施設・農機具更新費を自身で稼ぎ出すわけである。

ところで、組合がこうした再生産方式をとっているために、その損益計算書も、一般的な意味での客観的な経営内容を現わしているとは全く言えない。そこでわれわれは、経営受託部門の米生産費（前出第25表）を損益計算書の代替に使って「純利益」を推計し、それと貸借対照表にある総資本とを比較してみよう。それによって、いわゆる企業的な収益性を経営受託部門がもっているのか否かを検討しようというのである。

第28表は、経営受託部門の収益性（10アール当たり）の推計結果である。まず、収益性は一般には総資本利益率という指標ではかれる。総資本利益率とは、純利益を総資本で割った比率である。そして、この総資本利益率を必要総資本利益率と比較することによって、その経営が企業として成立しうるだけ

の収益性をもつか否かを判定するのである。必要総資本利益率は、借入資本利率と自己資本比率の積に、危険率を足した合計値で現わされる。通常企業の場合、借入資本利率は一〇%、危険率は三位といわれている。自己資本比率のみは各企業により個体差があるが、当組合の場合は、九六・九七%位である。

従って第28表(三)の最下欄に示したように、当組合における必要総資本利益率は、一二・六―一二・七%位だということになる。

これに対して、総資本利益率は、経営受託部門(一〇アール当たり)の場合、一九七七年五六・六%、七八年〇・二%であった。米作において七七年は最も好調な年であり、七八年は逆に不調の年であった。従って、豊作時にはきわめて高い収益性を誇るが、不作時には純利益が零またはそれ以下に落ちこむことも充分ありうるのである。そして、仮に一〇アール当たり総資本を七万円、必要総資本利益率を一二%とすると、必要純利益は八万四千円であり、他方、組合の七五、七六年度の純利益が九万四千円、一九七五年千円、とそれを越えている。概して、平常作においては、組合の経営受託部門は企業的な再生産の可能性となる収益性を有している、と見られるのである。

ところで、総資本利益率は、売上高利益率と総資本回転率との積という形に分解される。七七、七八両年度の売上高利益率は、一八・一%、〇・一%、総資本回転率は、三二・二・〇%、

三二・〇・二%、であった。⁽³¹⁾ 作の豊凶が、売上高利益率、総資本回転率の二者を介して総資本利益率に大きく響いていることをここに確認しようであらう。

第29表は、七二―七八年間の施設・農機具更新に関する主要な収入源および各部門間での流れを示した。七五年以降について言えば、概して六百―八百万円の施設・農機具資金が少なくとも必要であり、そのためには作業受託料のみならず経営受託料もまたどうしても確保せねばならなかった。組合執行部が経営受託部門を組合から切り離し、中核農家へ任せるという方針を唱えつつも、それに踏み切れなかった理由はここにあった。

以上を小括すれば、当組合全体としての再生産は、共同施設・農機具の利用にかかわる流動費等については組合員から実費を徴収し、施設・農機具の更新費については受託事業、麦作直営事業の収益をまわすという方式で営まれた。それは、部落ぐるみ原理(手間替えを論拠とした労働出役の無償性等)に根ざした、きわめて変則的な再生産の方式と言わざるをえないであろう。だが、経営受託部門にみた組合の米生産力水準は、部落ぐるみ組織化による零細錯闇制の止揚等にも助けられて(先にみた労働生産性と同様に)収益性においても、概して非常に高かった。この部落ぐるみ組織という組織形態と生産力水準の高さという内容とのアンバランスが、ここにおいて実態として示さ

第29表 特別会計（施設・農機具更新を目的とする）の主要収支概数

（単位：千円）

	1972	1973	1974	1975	1976	1977	1978
収入							
作 業 受 託 料	1,650	2,983	4,043	4,609	5,082	5,764	5,043
経 営 受 託 料	0	0	0	1,975	1,486	2,508	2,000 ¹⁾
麦益金・関連収入 ¹⁾	847	0	2,000	0	1,633	1,017	129
特 別 収 入 ²⁾	0	341	119	662	700	794	689
補 助 金(町県国)	179	614	798	274	838	302	598
改 良 資 金 借 入 ³⁾	0	0	0	2,050	0	0	0
支出							
米生産費の補てん	720	0	1,802	0	766	219	394
施 設・農機具購入	1,055	2,687	3,960	6,357	7,724	11,387	7,427

注. 1) 麦益金は72～75年は粗収益－(費用合計－労費)で算出したもので、実際に特別収入に計上されたか否かは不明である。ただし、74年には麦益金の内200万円を農機具購入代にあてているのでその実績を採用する。

なお、76年以降は特別会計の収入に繰り入れられた実績を記入する。

2) 特別収入に含めたものは、残苗販売代、臨時植付代、農機具売却代である。

3) 71年には近代化資金1,800千円、改良資金1,560千円を借り入れている。

4) およその数値である。

れるのである。

注(30) 国弘員人『経営分析』(ダイヤモンド社、一九七一年)第四章参照。

(31) 総資本回転率は、卸売・小売業で二・五前後で

あり、たいていの製造業では一・五～二・〇の間である。また、三重県菰野町の農作業受託組織AMCの七二～七四年の総資本回転率は一・四、二・〇、二・六であった、という(大原興太郎「農作業受託組織における再生産の経営的条件」有限会社AMCの事例調査より)、『三重大学農学部学術報告』第五二号、一九七六年、四九～五〇頁より引用)。これから判断すると、当組合の総資本回転率は、三・一、二・二、であり、卸売・小売業並みないしそれよりやや高めといったところであろうか(当組合の総資本には、個別農家所有の住居家屋・農機具等が算入されておらず、その分だけ総資本も低めと推定されるが)。

1 (四) 農作業分析 作業種類と労力編成

六八～七〇年の第一次構造改善事業実施によって、当部落の土地基盤はクリーク水田地帯の当地区内では最も整備

第30表 土地基盤整備の状況（水田部門）

(1) 区画整理（下六丁部落内 48.6 ha）

ア. 区画整理済田（面積比率）	29.1 ha(60%)
イ. 区画整理未済田（面積比率）	19.5 ha(40%)
{ a. 排水不良田（表面排水）	80%
{ b. 高低差がある	10%
{ c. 谷田、棚田	—%

(2) 農道の整備状況

ア. 幅員別割合	{ 有効幅員 1.5m以下 3% { 有効幅員 1.5～3.0 43.9% { 有効幅員 3m以上 55.8%
イ. 農用車（2t車）の集団内通行可能道路割合	99%
ウ. 舗装比率（集団内車輛道路）	30%

(3) 農地の集団化

ア. 集団当たりの水田面積（全面積）	48.6 ha
{ 集団当たりの総団地数	3カ所
{ 集団の1団地当たり面積	16.2 ha
イ. 1戸当たりの水田面積	1.35 ไร่
{ 団地数	3カ所
{ 団地当たり面積	45 a

(4) 農作業機械導入可能水田面積比率

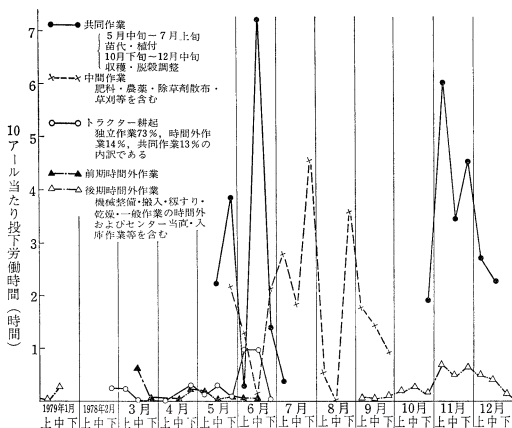
ア. トラクター	{ 20P S級 100% { 30P S級 50%
イ. コンバイン刈幅	{ 1.2m以下 100% { 1.2m以上 97%

注. 土地基盤整備については一応昭和43年から第1次構造改善事業で実施しているが、事業費等の制約もあって用排水路の整理が十分できていない。

また、ほ場整備も部落全域が実施されていない。このため土地利用の高度化、生産性の高位平準化、機械の稼働能率の低下など難点が多く麦作についても、湿害などが発生し、生産組織の運営活動に大きな問題を投げかけており、別途排水単独事業等について検討が進められている。

資料：農林省農産課編『集団的生産組織育成の手びき』、82～83頁より借用。

第11図 1978年稲作業時間の月旬別推移（10アール当たり）



- 注 1. 中間作業は経営受託の作業時間より算出。組合としては経営受託の中間作業のみしか扱わず、総労働時間は少ない。
 2. 植付面積 5,326 アール, 刈取面積 5,341 アール, トラクター面積 5,600 アールとして算出。
 3. この外に組合として灌水 52, 麦トラクター耕起 310, 園芸田トラクター耕起 216がある。

されたところとなった。第30表は、その整備状況を示したものである。⁽²⁾ 第一次構という制約の下で、用排水路の未整備、道路狭小等の不十分な点も多いが、従前状況と比べるとそれはかなり整備された、といえる。機械利用組合設立の最も大きい物的根拠は、この土地基盤の整備にあった。

さて、組合は部落ぐるみ生産組織として設立されることで、この整備された部落内園場を属地的にまとめて利用しうることになった。これにより零細錯雑的私的土地所有の枠を越え、高度機械化を軸とした共同作業による合理的労働編成を組み得る可能性が生ずる。

第一図は、七八年の当組合の米作における一〇アール当たり投下労働時間の月旬別推移である。この図によりながら当組合の労働

編成の特徴を明らかにしていこう。

まず、作業の種類は、共同作業とそれ以外の共同作業外とに大別される。共同作業とは、苗代―植付け（春）と刈取り―脱穀（秋）における作業形態で、春秋の各々決められた期日に組合員がある基準で定められた割合で出役し、共同作業をするものである。出役労働時間の過不足は別途相殺勘定をし、組合会計には計上されない。共同作業外には共同作業期間外に行う主として専門班による作業等と共同作業期間中でも朝八時から夕方五時半までの就業時間以外の作業（いわゆる残業、当直）等が含まれる。作業内容は、専門班の担当する仕事（トラクター耕起、乾燥調整、灌水）、春作業前の準備や経営受託の中間作業、工事等の特殊作業、などである。ただし、第一図には灌水は書き入れなかった。総労働時間で五二時間と僅かなためである。また、トラクター耕起には、麦田耕起、施設園芸田耕起が年間で各々三一〇時間、二一六時間含まれていた。これらも第一図には書き入れていない。七八年においてそれらは組合有農機具の個人的利用という形態をとっており、また米作以外の作業であるからである。中間作業の具体的作業は、植付け、刈取り間の追肥、薬剤散布、草切り等である。一〇アール当たり投下労働は多いが、経営受託規模自体小さいので、組合としての中間作業時間合計は少ない点に注意されたい。時間外作業

の労賃は、経営耕地反別割で組合員から徴収されるのが原則である。ただ、中間作業労賃のみは経営受託収入から支払われる。低めの組合員向け賃金単価で清算されるが、それら作業には重労働が多いためその賃金単価は共同作業のそれより高い。しかし、その作業が共同作業と同一日に行われた場合は、それは共同作業の賃金単価で評価される。

共同作業の賃金は、従前は男女老若の区別なく同一単価で清算した。しかし、これに対する不満が特に若い専従農業者を中心に起きて、七七年以降は女性および五五歳以上男子と、五五歳未満男子との間に五〇円の賃金格差がつけられるようになった。前述の運営の理念の中で紹介した組合企画の言葉――長い目でみた農家間のつりあいや老若男女の自然的分業といった論理が、一部修正をさせられたわけである。

次に、作業編成の問題である。作業は、経営耕地を東、中、西側の三領域に縦割りする。また、労働力もそれに対応して三集団を編成する。集団の構成メンバーは固定的だが、具体的作業編成は概して集団とかかわりなく行われる。ただ植付けのみは集団単位でやっているようである。共同作業は、三作業班が各々別個に、しかし歩調をあわせながら、各領域で一斉に行う。植付けの場合は、南から北へ向かって進み、刈取りの場合は、

北から南へ進行する。部落領域の南半分は粘土壌で、熟期も遅く高収量を誇り、北半分は砂地で、熟期も早く収量が低い、からである。

作業は農機具を軸とした組単位で行われる。植付けは、苗運搬一組と田植機(四条植え)四組とが一セツトになる。苗運搬は男子二人で組となる。量の多い重労働である。田植機は操作者一人と補助者一人(男女いずれかを問わず)とで組となる。一台一日当たり一〇〇アールが平均稼働面積だという。

刈取りは、集荷とコンバイン(四条刈り一台、三条刈り三台)四組とが一セツトになる。集荷は男子二人で組となる。量の多い重労働である。コンバインは操作者一人と補助者一人(男女いずれかを問わず)とで組となる。他にバインダー刈りがある。操作者一人と補助者一人とが組となる。刈取りにおいてバインダーとコンバインとが組み合わされているのは、一つは酪農家の糞需要に答えるためであり、もう一つはセンターの乾燥能力の小ささに規定されているためである。後者について述べれば、コンバイン刈りだけで行うとセンター乾燥能力をはるかに超える刈取りをしてしまうので、センター乾燥能力に見合う分だけコンバイン刈りをし、それ以上の部分はバインダー刈り⁽³³⁾で天日乾燥をしながら、センターが空くまで待機する必要がある。コンバイン刈り取分は、すぐセンターで乾燥調整の処理をしな

いと、品質が急落するのである。このため、バインダー刈りがコンバインと平行して導入され、それが余計な手間を食うのである。

共同作業における各人の作業分担の指示は、企画[㊟]が毎朝公民館前の黒板に書きつける。それに従い組合員は作業班を組み、作業に就く。集団長という現場責任者はいるが、彼等にはとても他組合員を叱咤激励して働かせる力はない。責任者自体今やっている作業が作業受託なのか経営受託なのか分っていないこともある、という。仮に畔に一日腰かけていても、一日の労働とみなされる、といった状態が一面存在したのである。作業指揮系統の欠如とそれによる非効率性が、当組合の作業編成における特徴であった。とはいえ、個別農家労働力を組合の作業編成に組み込み、作業に就くことを強制するなにがしかの圧力が他面で存在する。それは例えばある専業農家のあとつぎの次のような発言にうかがえる。すなわち、

組合は束縛されて、個別経営が思うようにゆかない。仮に、イチゴの作業が一日のうちの特定時間帯に数十分必要な場合があって、自分としては共同作業のあいまにそれをしたいと思う。だが父は、そんなわがままは許されんと言ってそれをさせない、と。

ここに働く力とは、部落内農家間の厳しい監視の目である。

集團の利益を損なう個別本位の行動は、それが農家間の公平感に抵触するだけに、倫理的色彩を帯びた批判を一層強く浴びせられるのである。

労働時間は、高度な農機具の装備によって、相当短縮したが、農機具の性能ほどには省力化が進まなかった。作業期間でみると、春作業は延べ作業日数が七二年二六日→七八年二六日で、この七年間変わりが無い。秋作業は七三年四六日→七六年三四日と一〇日余の作業日数の短縮がなされた。とはいえ、春秋作業に各三〇日余の長い作業日数を要する。このことが、例えば①は組合未加入の個別経営農家だが、同じ作業を三日で済ますという事実を目前にする時、組合員農家に組合作業の非能率を強く印象づけることになる。複合部門としての施設園芸の拡大が、特に秋作業期の労働競合という形となってこの矛盾を顕在化させる。

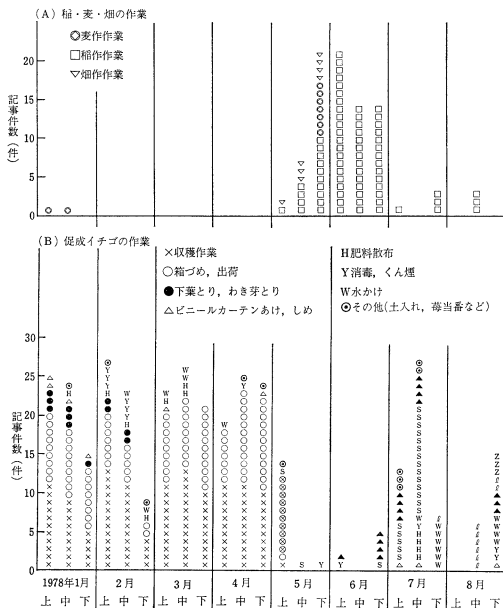
さて、当地域の促成イチゴの品種は「春の香」である。「春の香」は、甘味は少ないが、果肉が固く、遠距離輸送に強いという点で商品性に優れている。また、栽培については収穫期間が長いという長所をもつ。それによって、イチゴ栽培の収穫作業という最大の農繁期の緩和がなされるからである。「春の香」の促成型技術の一般的作業体系は、四月下旬親株移植→四七月連続的にウドン粉病防除→七月中旬仮植→八月下旬ずらし断

根→九月下旬定植→一〇月下旬ビニール被覆→一月中旬枯死葉わき芽をかきとる→一二月四月収穫、である。

第一二図は、⑥の作業日誌より、稲・麦・畑と促成イチゴとを対比しながら、一九七八年の月旬別作業状況を整理したものである。まず、促成イチゴの作業種類をみると、一二月四月にかけてのイチゴ収穫、箱詰め、出荷作業の圧倒的多数が目につく。それ以外では、作業の多いのは、五月上旬のハウス跡片づけ、七月中旬仮植、九月下旬定植、一〇月ビニールハウス組み立て被覆、等の各種作業である。次に、稲・麦作業と促成イチゴ作業との重なり状況を検討すれば、春作業については、促成イチゴを五月上旬までに片づけ、五月中旬以降麦刈りと稲作の苗代にかかる、とうまい具合にぶつからない。だが、秋作業の場合、一〇月下旬から稲刈りが始まり、それと促成イチゴのビニールハウス組み立ておよび一一月の下葉・わき芽取りとがぶつかることになる。特に、稲刈りが七八年にみるように一二月にまでずれこむと、イチゴの収穫とまともにぶつかり、事は重大になる。それ故に、農家としては、組合による稲収穫をなるべく早めに切りあげて、イチゴの収穫に入ることが必要となる。稲収穫作業の短縮が特に要請せられるところである。

ところで、促成イチゴ栽培農家としては、収益性からいって極力イチゴの収穫期を早めたい（特にクリスマス以前に出すの

第12図 ⑥ の 1978 年 における 月 旬 別



- 注 1. 稲作業には組合の出役と個別経営における稲作業のいずれをも含が多いがここでは作業名の件数で数えているので、複数でも本人だけ
2. 記事件数の数え方について

時間は通常、朝、午後、夕、夜といった区分の仕方が多いが、1日業名があれば1件と数えたので、例えば朝収穫と1日中収穫はどちら時も、家族数名で作業しても同じく1件である。逆に、例えば朝収穫、は3件に数えた。

(33) バインダー刈取り面積は、七六七八年において、二一九〇アール、一六四五アール、一一七〇アール、であった。

(34) 能登谷智利『イチゴの収益性格と主産地形成』(日本の農業第九三号、農政調査委員会、一九七四年)、六六～六八頁参照。

2 農作業の担い手

第一三図は、三項目で階層分類した農家の各項目における総出役時間平均の年次推移を図示したものである。それによれば、経営耕地階層分類では、一五〇アールを境として、一五〇アール以上層が一五〇アール未満層に比べて格段と多く出役する。専兼別分類では、世帯主・あとつぎ専従農家が終始最も多く出役する。その三分の二位の水準で、世帯主専従農家と世帯主専従・あとつぎ兼業農家とがほぼ同一步調で出役している。世帯主兼業および世帯主・あとつぎ兼業農家は全然出役時間が少なく、また年次を経るにつれ一層減少の度合を強めている(七八年出役時間は七二年のその三分の一強へ低下)。複合部門の有無別分類では、複合部門のある農家の方がつねに多く出役している。

次に、第一四図は、三項目で階層分類した農家の各項目における一〇アール当たり出役時間平均の年次推移を図示したもの

である。それによれば、

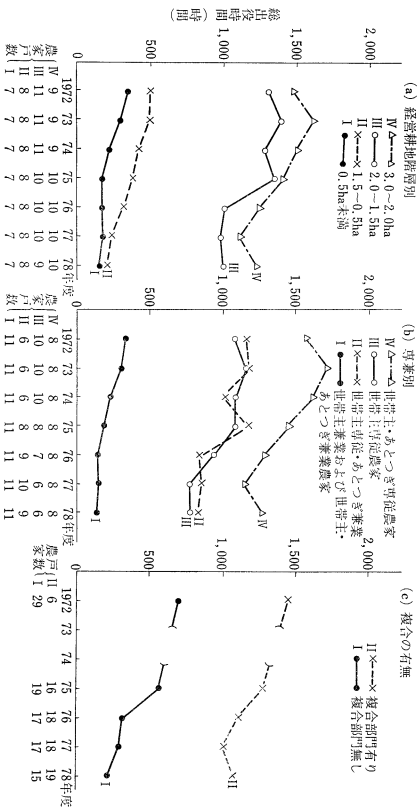
(1) 経営耕地階層分類では、七二年には五〇アール未満経営耕地階層の出役が、他の三階層よりも格段と多かった。だが、この五〇アール未満層はその後急速に出役を減少させる。反対に、一五〇～五〇アール経営耕地階層は、当初(七二年)には最少の出役しかなかった。そして、この一五〇～五〇アール層はその後一層出役から遠ざかる。一五〇アール以上層においては、三〇〇～二〇〇アールの最上層農家よりも、二〇〇～一五〇アールの中層農家の方が、終始一貫して出役が多かった点も注目される。

(2) 専兼別分類では、七二年には兼業農家的性格の強い分類農家ほど出役も多かったのに対し、七五年になると兼業農家(I階層)の出役が最も少なくなる。兼業農家I階層は、この三年間に出役を急減させたわけである。

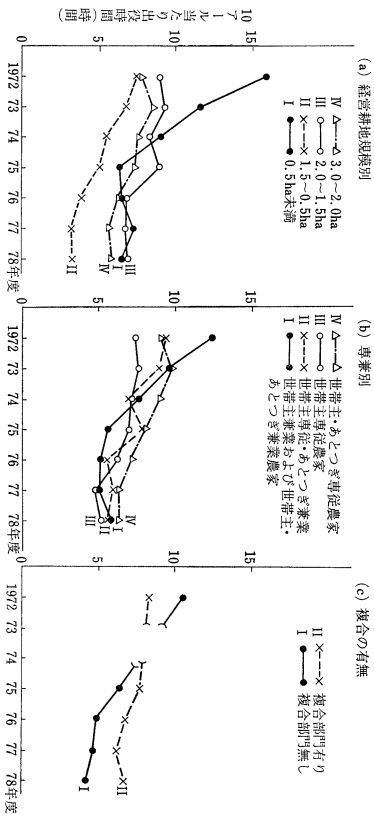
(3) 複合部門の有無別分類では、七二年には複合部門の無い農家の方がより多く出役していたのが、七五年以降は逆に複合部門の有る農家の方が多く出役するようになってきている。

ところで、これら一〇アール当たり出役の分類別年次推移の動きは、直接には組合の出役基準の変更による影響といえる。すなわち、組合は最初組合員の出役基準を、作業員登録制と経営耕地反別割との二本建てとし、その比率を一對一とした。七

第13図 分類階層別農家平均総出役時間の年度別推移



第14図 分類階層別農家平均10アール当たり出役時間の年度別推移



注: 農家戸数は第13図に準ずる。

二年後期に、その比率を一对二と変え、更には七四年に全面的に経営耕地反別割とした。組合執行部としては、将来中核農家を中心とした作業体制を考えていたこと、そして現実にも兼業農家の女子・老齢労働の出役が過多だと作業効率があがらない等の理由で、兼業農家の出役を抑えようと意図したわけである。

(4) なお、一〇アール当たり出役の、各分類別の年次推移を全体として比較してみよう。まず、経営耕地階層別格差の方が、專業別格差や複合部門有無別格差より、その格差の幅が大きい。これは、字義通り解釈すれば、一〇アール当たり出役は、経営耕地階層で分類する時、最も明瞭に分類階層の違いが出てくるということであり、言い換えれば一〇アール当たり出役に最も大きい影響を及ぼす要因は経営耕地階層だ、と一般的には言い得る(可能性が大きい)。次に、複合部門の有無別分類では、七五年以降の出役格差が漸次拡大している。これは、七五年以降漸次複合部門の有無別分類が一〇アール当たり出役に対して影響の度合を強めつつあることを示唆するものであろう。

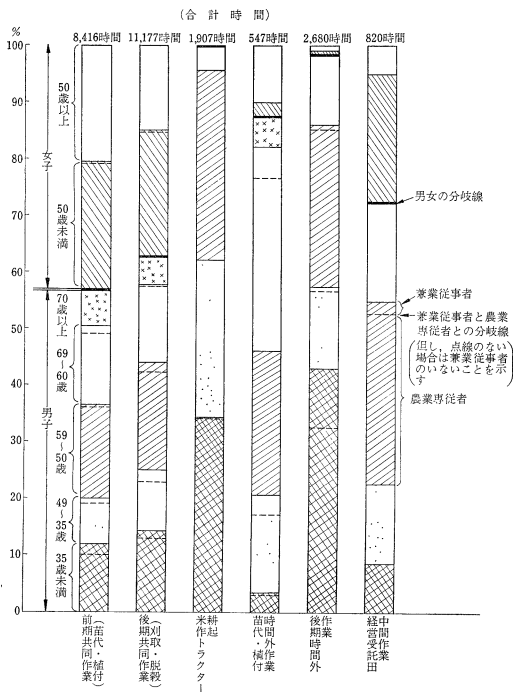
さて、第一五図は、組合各作業への出役者の男女年齢別構成比率を示したものである。まず、男女構成比としては、前・後期共同作業には女性の出役が四〇%前後を占めるが、トラクター耕起、苗代・植付け時間外作業、後期時間外作業には殆ど女性が出役しない。次に、男子出役者の年齢別構成比は、前・後

期共同作業、苗代・植付け時間外作業、経営受託田中間作業において五〇歳以上の者が過半を占めるが、トラクター耕起、後期時間外作業においては五〇歳未満の者が過半を占める。更に、兼業従事者の出役をみると、いずれの作業についても僅少である。また、傍系家族員の出役は年間一人で、僅かに六・五時間ではなかった。

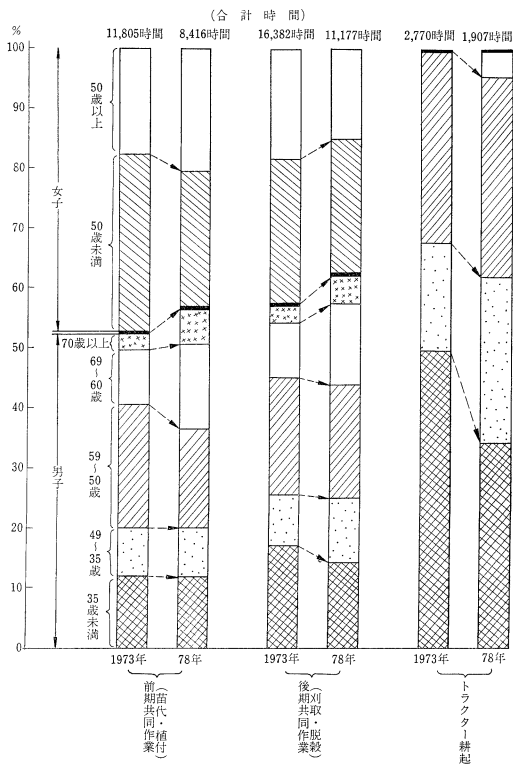
次に、第一六図は、前・後期共同作業とトラクター耕起における出役者の男女年齢別構成比を、七三年と七八年とについて対比してみたものである。その年次変化の特徴は、(1)男子出役者において老齢化が進行しつつあること、とくにそれはトラクター耕起(ひいては専門班作業全般)における三五歳未満層出役の減少、共同作業における六〇歳以上層の相対的增加に顕著である。(2)女子は組合出役から遠のく傾向にあること、等である。

以上を小括すれば、組合の出役を主として担うのは一五〇アール以上の專業農家であり、特に相対的(一〇アール当たり出役)には二〇〇〜一五〇アール層の出役が多いこと。年齢別では、六〇〜五〇歳代の男子労働力が多いが、いわば組合作業の骨格をなす重労働や技能労働作業(例えば、機械・施設の操作や時間外作業)は、五〇歳未満男子によって担われていることが分る。他方、一五〇アール未満の、いわゆる兼業農家と女子

第 15 図 1978 年度の各作業別出役者男女年齢別構成比



第 16 図 各作業別出役者男女年齢構成比の年次変化 (73 年と 78 年)



全般は漸次組合出役から離脱する傾向を強めつつある。そして現在組合が直面する労働面での基本問題は、農業あとつぎが減少し、組合員男子の老齢化の進む中で、組合の骨格的労働を担う者が不足するところにある。兼業化という大きな農業構造の変化は、組合の作業編成をも基底から揺り動かしつつある。専業農家の個別経営において拡張する複合部門（促成イチゴ）と組合稲作業との労働競合も、こうした構造の中で尖鋭化するものである。

(五) 総括

機械利用組合の構造と実績についての総括をしておこう。

当組合は、(1)組合員の経営耕地での稲作業における共同施設・農機具の共同利用、(2)部落外からの稲作業受託、経営受託、(3)麦作の組合直営、という三種の事業を営む部落ぐるみ生産組織であった。目的は、共同化による過剰投資の防止と省力化である。組合加入農家は、(2)受託、(3)麦作、に余分に役し稼いだ資金を、施設・農機具更新に振り向けることで、組合の再生産をはかる。それによって組合へ加入した個別農家としても、自分の経営耕地の収穫物はそっくり自分のものにする事が出来るのである。

こうした組合の運営方式の基底に流れる特徴とは、(1)個別農

家（農地私的所有、家族労作経営）を前提として、単なる共同施設・農機具の共同利用組織にすぎないこと、(2)施設・農機具更新を現金の徴収なしに実現できることが、組合加入農家にとって大きな魅力と受けとめられていること、だが、それを支えるのは出役の無償性・低償性であること、(3)出役の無償性・低償性を根拠づけるものは部落の原理（農地を重視し、労働を相対的に軽視する価値観、手間替えにみられる長期視点での労働の等価交換性、互助や奉仕の精神等）であること、である。

だが、このような枠組みをもつ当組合もまた、部落ぐるみ組織化によって高度な施設・農機具を装備し、分散錯圖制を止揚する時、そこに高生産性農業の展開する条件が与えられる。それによって過剰投資防止や省力化という目的は、成し遂げられる。そして、組合の経営が軌道に乗る（目的が遂げられ、組合の再生産も保障される）時、そこに経営体としての自立性もまた芽ばえ始める。労働（管理労働をも含め）評価の適正化による労働費増加や運営費の費目としての独立、あるいは組合執行部の指導権の確立に、我々はその一端を見ることが可能であろう。

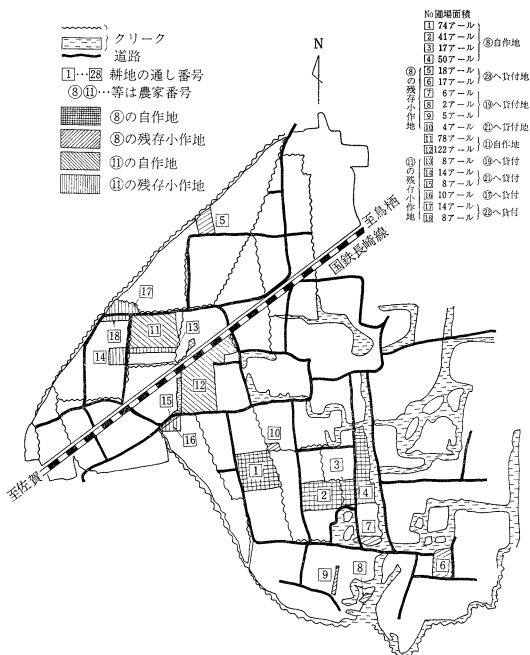
ところで、部落ぐるみ組織という組織形態と生産力の進展との矛盾は、経営側面では組合の再生産方式をめぐって、作業側面では個別経営と組合出役との労働競合という局面で顕在化し

た。具体的には、経営側面では、労働評価と受託収入の配分が問題であった。それに対して、兼業農家が多数派を占める総会と、専業農家中心の理事会とでは、意見も異なり、その間にあって運営の指導権を握る組合執行部は両者の融和をはかりつつ、組合存続を最優先しようとする。その結果、組合執行部は、前期には理事会と比較的連係し、後期には総会と直結して組合運営をリードしていく、という軌跡をたどるのである。作業側面では、高度な施設・農機具の割には労働時間（特に秋作業の期間）の短縮が進まず、それが急拡大した個別経営の複合部門（促成イチゴ）と労働競争するという問題として現われた。この労働時間の短縮が思うように進まなかったのは、組合には役割分担があっても、それに規律を与える権限がなく（組合は農地の所有主体でもなく、労働の雇用者でもないため）、また構成員の勤労意欲を高める動機の制度化がなされていなかったからである（労働の低価値）。当組合にあって、それらに代わるものは、ただ部落規範による相互規制のみであったのである。

以上のような組織形態と生産力との矛盾を契機とした階層間利害対抗とそれに動かされる組合運営の軌跡は、つまるところ経済的には農地と労働との分配をめぐる展開した、と言えるだろう。そして、その帰趨を決めたのは、そこにおける農業生産力であった、と推測される。具体的には、今日農業生産にお

いて発達した農業機械化は、一方において労働生産性を高める作用をもった。それは、「地代」を支払ってなお資本の採算にあり収益を経営受託部門にもたらす程のものである。他方において、労賃上昇に匹敵ないしそれを上回る省力化の進行は、粗収益に占める労働費シェアを一定ないし低下させる。それが従前通りの地代シェアの維持につながり、当地域の経営受託市場の狭少性や地代重視の経済観を強固にする一因となる。この相異なる二傾向の対抗と調和こそが、当組合運営の軌跡を方向づけた経済的背景（の一つ）であった、と考えられるのである。（未完）

付図I—(1) 残存小作地の分布
 ——地主⑧および⑪の自作地と残存小作地(貸付)——



——小作者⑪の自作地および残存小作地(借入)——

